

市 民 政 策

1	総合計画	1
2	総合企画	4
3	市町合併	7
4	中 核 市	9
5	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏	9
6	サンポート高松北側街区の利活用	12
7	政策コンテストの開催	13
8	移住・定住の促進	13
9	男女共同参画	14
10	ユニバーサルデザインの推進	16
11	交通安全対策	17
12	地域政策	19
13	離島振興	25
14	大島の振興	25
15	空き家等対策	26
16	地域コミュニティー	27
17	市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進	28
18	消費生活	30
19	葬斎業務	32
20	市民葬儀	34
21	墓 地	35
22	戸籍・住民基本台帳事務	37
23	国民年金	47
24	人権啓発	49
25	平和啓発	52

1 総合計画

本市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、4次にわたる改定を経て、平成20年度からは、27年度を目標年次とする「第5次高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきた。

この間、人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎え、労働力人口の減少は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり、様々な影響を与えてきている。

また、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まり、人と人との絆や家族関係の重要性が再認識されている。さらに、社会の成熟に伴い、芸術や文化的なものへの関心の高まりが示されるなど、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きく動いている。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、都市として活力を失わず、創造性にあふれ、市民が真の豊かさや幸せを実感し、生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現を目指し、30年後、50年後の将来を見据え、新たな行政課題への的確な対応が必要となっている。

このようなことから、第5次高松市総合計画の継続性に配慮しつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、本市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として、第6次高松市総合計画を策定（基本構想の議決は27年12月定例会）し、28年4月からは、市民と行政が協働しながら、この計画に基づく施策・事業の積極的かつ効果的な展開を図っている。

計画の名称	計画期間	目指すべき都市像
高松市総合計画	昭和48年度～60年度	平和と健康と教育の新しいふるさと高松
第2次高松市総合計画	昭和56年度～平成2年度	平和と健康と教育の新しいふるさと高松
第3次高松市総合計画	平成元年度～12年度	やさしさと豊かさ、そして活力のある瀬戸の都・高松
新・高松市総合計画 (たかまつ・21世紀プラン)	平成12年度～23年度	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松
第5次高松市総合計画 「新生たかまつ 人・まち輝き ビジョン」	平成20年度～27年度	文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松
第6次高松市総合計画	平成28年度～令和5年度	活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

(1) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」及び「まちづくり戦略計画」で構成する。

基本構想	基本構想は、30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政等のまちづくり及び市政運営の共通の基本方針として、施策の基本方向を明らかにするもの
まちづくり戦略計画	まちづくり戦略計画は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするもの

(2) 基本構想

ア 目標年次 令和5年度

目指すべき都市像

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



まちづくりの目標
1 健やかにいきいきと暮らせるまち
2 心豊かで未来を築く人を育むまち
3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち
4 安全で安心して暮らし続けられるまち
5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち
6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

総合計画の基本的考え方
(1) コンパクトで持続可能なまちづくり
(2) 地域コミュニティを軸としたまちづくり
(3) 創造性豊かで人間中心のまちづくり
(4) 高齢者が健やかに心豊かに暮らせるまちづくり
(5) 子どもを生み育てやすいまちづくり
(6) 若者から選ばれるまちづくり
(7) 安全で安心して暮らせるまちづくり



* まちづくりの目標に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として作成



本市を取り巻く社会経済情勢の動向や時代の変化
○ 時代の潮流
・人口減少、少子・超高齢社会の到来と大都市圏への人口集中
・経済情勢と雇用環境の変化
・高度情報化社会の進展
・グローバル化の進展と環境に対する意識の変化
・地方分権と住民自治の進展
・安全・安心に対する意識の高まりと価値観・ライフスタイルの多様化

イ 人口減少、少子・超高齢社会への対応

人口減少に伴い様々な悪影響が懸念される中であっても、本市が、活力を失わず、市民が真の豊かさを実感できる、持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口流出を食い止める、または人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めていくため、「たかまつ創生総合戦略」、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」、「多核連携型コンパクト・エコシティ」について、総合的かつ戦略的に進める。

(3) まちづくり戦略計画

基本構想で掲げた本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するべく、6つのまちづくりの目標達成に向けて、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として「まちづくり戦略計画」を定め、これを毎年度の予算編成及び事業実施の指針として、総合的かつ計画的な市政運営とまちづくりを推進する。

ア 戦略計画の構成

計画期間内に取り組む主な事業のうち、重点的・戦略的に推進する取組や事業について、「重点取組事業」として取りまとめて掲載するほか、「重点取組事業」以外の事業について、「その他の事業」として掲載する。

イ 戦略計画の期間

基本構想に基づく政策・施策を計画的、効果的に実施し、時代の潮流や市民ニーズに対応した実効性の高い計画となるよう、基本構想の期間（８年間）を４期に分け、２年ごとに見直しを行うローリング方式により、第１期から第３期までは３年間、第４期は２年間の計画を策定する。

第１期	平成28年度～30年度	（３年間）	第２期	平成30年度～令和２年度	（３年間）
第３期	令和２年度～４年度	（３年間）	第４期	令和４年度～５年度	（２年間）

ウ 重点取組事業

令和４年度から５年度までを計画期間とする第４期計画においては、基本構想に掲げるまちづくりの目標の着実な実現に向け、重点的・戦略的に推進する事業を「重点取組事業」として実施しており、全86事業を掲載している。この重点取組事業のうち、計画期間中に特に力を入れて取り組む事業については、「特別重点取組事業」としている。

また、事業ごとに目標を掲げ、適切な進行管理に努めることとしている。

(ア) 重点取組事業数と事業費（令和５年度当初予算）

86事業（うち、新規事業５事業） 195億2,100万円

(イ) まちづくりの目標別の主な重点取組事業

- a 健やかにいきいきと暮らせるまち（22事業）
 - ・ヤングケアラー支援事業
 - ・放課後児童クラブ事業
 - ・ほっとかんまち高松づくり事業（高松型地域共生社会構築事業）
 - ・共助の基盤づくり事業
- b 心豊かで未来を築く人を育むまち（８事業）
 - ・女性の活躍促進事業
 - ・小中学校施設老朽化対策事業
 - ・教育ＩＣＴ整備・活用推進事業
 - ・サンクリスタル高松在り方検討事業
- c 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち（17事業）
 - ・中小企業等デジタルビジネス推進支援事業
 - ・高松城跡整備事業
 - ・温泉をいかした塩江地域の観光振興事業
 - ・移住・定住促進事業
- d 安全で安心して暮らし続けられるまち（14事業）
 - ・盛土安全対策事業
 - ・ゼロカーボンシティ推進事業
 - ・空き家等対策事業
 - ・橋りょう改築修繕事業
- e 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち（13事業）
 - ・多核連携型コンパクト・エコシティ推進事業
 - ・豊かな住まいづくり事業
 - ・地域公共交通再編事業
 - ・サンポート地区等都市再生推進事業

f 市民と行政がともに力を発揮できるまち（12事業）

- ・次期総合計画策定事業
- ・総合センター整備事業
- ・スマートシティたかまつ推進事業
- ・自治体D X推進事業

エ その他の事業

その他の事業として、基本構想で示した6つのまちづくりの目標ごとに、重点取組事業も含めて、計画期間内に取り組む主な事業を、体系別に掲載している。

(4) 総合計画策定経過

平成26年度は、総合計画策定要綱を策定して総合計画の策定作業を開始し、まちづくりの3つのテーマについての意見交換会（ラウンドテーブル）や施策目標等についての市民アンケートを実施した。27年度は、基本構想素案を作成し、パブリック・コメントや市民と市長の意見交換会などでの市民の意見を反映させ、基本構想原案を作成した。さらに、4回にわたり開催した総合計画審議会において基本構想案に関する答申が決定され、その後、基本構想の市議会への提案（12月定例会）を行った。

(5) 総合計画の啓発

平成27年度に、第6次高松市総合計画基本構想及びまちづくり戦略計画を市ホームページで公表したほか、28年度から隔年で、第6次高松市総合計画の概要版を作成し、総合計画の啓発を行っている。

(6) 市民満足度調査

総合計画の適切な進行管理を行うとともに、市民の声を市政に反映させるため、基本構想で施策大綱として定めている施策について、毎年度、市民満足度調査を実施し、調査結果をまちづくり戦略計画の見直しなどに活用している。令和5年1月に、無作為抽出した18歳以上の市民2,500人を対象として実施した調査では、921人（回収率36.8%）から回答があった。施策全体の満足度は26.9%（前年度比▲1.5ポイント）不満度は17.8%（前年度比+0.7ポイント）となっている。

(7) 次期総合計画の策定

「第6次高松市総合計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、新たな目標と発展の方向性を定め、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、市政運営の基本方針としての次期高松市総合計画（計画期間の始期：6年度）を策定している。策定に当たっては、3年度に実施した次期総合計画基礎調査、市民等基礎調査、4年度に実施した若い世代の方々との意見交換会（たかまつFLAT Meeting）、市議会議員との意見交換会などを踏まえ、5年度に取りまとめる。

(8) 行政評価システムの再構築

総合計画に掲げる政策・施策を実現するため、施策・事務事業をより的確に検証し、事務事業の見直しの手段として積極的に活用できるよう、次期総合計画の策定に合わせて、行政評価システムを再構築している。

2 総合企画

(1) 自治推進事業

ア 高松市自治基本条例制定事業

地方分権時代に的確に対応し、市民本位の市政運営を明らかにするとともに、市民を主体とする自治を実現するため、自治の基本理念や自治運営の基本原則などを定めた高松市自治基本条例を、市制施行120周年記念日である平成22年2月15日に施行した。

(ア) 高松市自治基本条例を考える市民委員会

高松市自治基本条例（仮称）制定に当たり、制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していく場として、平成20年2月、公募委員7名を含む19名の委員で構成する「高松市自治基本条例を考える市民委員会」を設置し、20年10月までの間、会議を15回開催した。20年11月4日、「高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書」が市長に提出された。

(イ) 高松市自治基本条例制定委員会

「高松市自治基本条例を考える市民委員会」の提言を基に条例素案を作成するため、平成20年12月、学識経験者など12人の委員で構成する「高松市自治基本条例制定委員会」を設置し、会議を10回開催して条例素案について協議を行い、21年9月25日、同委員会から「高松市自治基本条例素案報告書」が市長に提出された。

イ 高松市自治基本条例の検証等

高松市自治基本条例の自治の基本原則（情報共有、参画、協働）に基づく、自治運営の状況を把握し検証するため、学識経験者や公募などの委員で構成する「高松市自治推進審議会」を設置し、開催した。

また、自治の推進に向け、市民向けの逐条解説や職員向けの手引を作成し、周知啓発を行った。

高松市自治推進審議会開催状況

開催日	議事内容
令和4年10月11日	・高松市自治基本条例の見直し（個人情報の保護）について
令和5年2月27日	・自治会の再生・活性化について

(2) 大学等との連携

本市における学術・文化及び科学技術の進展並びに産業振興に寄与するため、「国立大学法人香川大学と高松市との連携協力に関する協定」を締結し、本市の政策課題等について幅広く意見交換を行い、連携・協力の具体的方策等について協議する香川大学・高松市連絡協議会を開催するなど、多分野、多面的な連携を推進している。

また、毎年、市長と学長・校長との懇談会を開催し、大学等との連携協力を推進することにより、個性豊かな地域社会の形成と地域の課題解決を図り、地域のさらなる発展を目指している。

これまでの連携協力に関する協定締結状況

協定締結日	協定締結先
平成20年6月5日	国立大学法人香川大学
21年2月17日	独立行政法人国立高等専門学校機構高松工業高等専門学校（現香川高等専門学校）
21年5月29日	高松大学・高松短期大学
22年11月16日	四国学院大学
26年2月6日	徳島文理大学
令和2年12月1日	学校法人穴吹学園
3年8月3日	香川短期大学

(3) 地域再生計画・構造改革特区・総合特区

これからの都市づくりにおいては、新しい時代に適合した都市へと変化させていく都市の再生・地域の再生が大きなテーマであり、このような中で、地域再生構想、構造改革特区及び総合特区などの制度を有効に活用し、都市の再生等に取り組んでいる。

ア 地域再生計画

地域再生とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等を総合的かつ効果的に推進するため、自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの。

認定日	計画内容
平成16年6月21日	太田第2土地区画整理地区を中心に都市整備を図る「新都市拠点創成計画」
	古高松地区における地域コミュニティ活性化に向けた「地域コミュニティ活性化プロジェクト」
	合併前の牟礼町において、住民が自治の主役として行政と一体となって地域活性化を目指す牟礼町まちづくり計画
19年3月30日	塩江町において、市道・林道の効果的な整備を行うことにより、集落間のアクセスを改善し、地域の交通ネットワークの構築を図る「心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して」
29年3月28日	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した、「こども未来館わくわく体験事業」、「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」及び「サンポート高松トライアスロン大会開催事業」
29年5月30日	地方創生推進交付金を活用する「「高松盆栽の郷」構想を中心とした盆栽と花き文化の振興計画」及び「「たかまつ移住応援隊」を軸とした事業展開による移住促進」
30年8月31日	「共生社会ホストタウン登録を契機としたユニバーサルデザインのまちづくり推進事業」
令和2年3月31日	「スポーツを資源とした地域活性化のための屋島レクザムフィールド機能強化事業」、「「若者から選ばれるまちたかまつ」移住・定住促進」
3年3月30日	地方創生港整備推進交付金を活用する「文化と芸術が織りなす活力あるみなとづくり計画」について香川県と共同で認定申請

なお、令和元年12月20日に、「令和2年度税制改正の大綱」の閣議決定が行われ、企業版ふるさと納税の活用に必要な地域再生計画について、これまでの「個別の事業ごとの認定」から「包括的な認定」へと変更となったことを受け、2年3月31日に二期目となる「たかまつ創生総合戦略推進計画」が地域再生計画として認定された。これにより、企業版ふるさと納税を活用し、3年度に1事業を、4年度に5事業を実施した。

イ 構造改革特区

構造改革特区とは、民間事業者や地方公共団体の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特区を設けて、構造改革を進めていくものであり、本市では、基本情報技術者試験の一部を免除することのできる講座開設事業「おいでまい高松IT特区」が認定されていたほか、平成18年9月に新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う「高松市小中一貫教育特区」の認定申請を内閣府に提出し、18年11月16日に認定されている。

さらに、28年9月には、塩江町どぶろく特区の認定申請を内閣府に提出し、28年11月29日に認定されている。

なお、20年4月1日から、「高松市小中一貫教育特区」による特例措置が、22年10月1日から、「おいでまい高松IT特区」による特例措置がそれぞれ全国展開された。

ウ 総合特区

総合特区とは、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもので、国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域がある。

本市では、高松丸亀町まちづくり会社やNPO法人農幸生活などと共同申請した「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」が25年3月29日に認定され、29年3月27日に指定解除されている。

(4) たかまつ人口ビジョン・たかまつ創生総合戦略

本市では、平成27年10月に、国のまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上を図るため、27年度から令和元年度までの5カ年を第1期とする、たかまつ人口ビジョン及びたかまつ創生総合戦略を策定し、各種施策、事業を推進してきた。

また、第1期の期間における本市の人口動態や社会構造の変化を踏まえ、2年3月に「たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版」及び「第2期たかまつ創生総合戦略」を策定した。

このうち、たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版では、目指すべき人口の将来展望として、令和42年に38万人程度を目指すこととしている。また、この人口目標を実現するための、第2期たかまつ創生総合戦略は、第1期の考え方を引継ぎ、人口減少に対する抑制戦略と対応戦略の2つの戦略のもと、5つの基本目標と53の具体的な施策を掲げるとともに、これらの進捗を評価するため、それぞれに6年度を目標年次とする重要業績評価指標（KPI）を設け、事業の着実かつ効果的な推進を図っている。

(5) プラチナ社会の推進

プラチナ構想ネットワークは「エコロジーで、資源の心配がなく、老若男女が全員参加し、心もモノも豊かで自己実現が目指せる、雇用がある社会」をプラチナ社会と定義し、プラチナ構想の実現に向け、自治体の意欲的取組や政策課題の解決策を広く社会に発信することを目的としており、平成28年度から同ネットワークに加入している。

なお、令和4年4月、プラチナ構想ネットワークは、一般社団法人に移行し、今後はプラチナ理念を具現化する先導的な社会モデルの構築やその横展開を図る「社会実装活動」に取り組んでいる。

3 市町合併

(1) 合併までの経緯

近隣町との合併協議については、平成14年5月に、高松市から近隣10町に対し、合併の検討を呼びかけ、その後、15年6月に塩江町との合併協議会を設置、以来、15年9月に香川町、12月に国分寺町、16年2月に牟礼町、香南町、そして6月には庵治町と、それぞれの合併協議会を順次設置し、協議を進めた。

このうち、塩江町とは16年12月に、また、香川町、国分寺町、香南町、庵治町とは、17年3月に、それぞれの市町議会で、合併関係議案が可決された。

また、牟礼町については、17年3月の牟礼町議会で、合併関係議案が、2度にわたり否決されたが、同年4月の町長選挙を経て、同年7月に合併新法に基づく合併協議会を改めて設置、協議を進め、同年9月の市町議会で、合併関係議案が可決された。

その後、県知事への廃置分合申請、県議会の議決、総務大臣の告示などの法的手続きを経て、17年9月26日に塩江町と、18年1月10日に、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併した。

(2) 合併における人口・世帯数等

		人口（人）	面積（km ² ）	世帯数（世帯）
新・高松市		422,410人（全県比率41.2%）	375.09km ² （全県比率20.1%）	172,104世帯（全県比率43.3%）
合併前	高松市	335,259	194.34	139,732
	塩江町	3,523	80.10	1,309
	香川町	24,880	27.33	8,755
	国分寺町	24,789	26.25	8,685
	香南町	8,020	14.72	2,598
	庵治町	6,465	15.83	2,010
	牟礼町	18,277	16.48	6,528

※ 人口と世帯数は、平成18年3月31日現在・合併前の人口と世帯数は、17年3月31日現在
面積は、18年10月1日現在・合併前の面積は、16年10月1日現在

(3) 建設計画（牟礼地区は合併基本計画）

ア 計画作成の趣旨

高松市と6町の合併に伴う新しいまちづくりのための基本方針を定めるとともに、この基本方針に基づく建設計画（合併基本計画）を作成し、その実現を図ることにより、高松市と合併町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって地域住民の福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

イ 地域別まちづくりにおける合併町の位置づけ、役割及び機能

地域	位置づけ	役割と機能
塩江町地域	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーン	① 自然と共生した安らぎ機能 ② 温泉と自然を生かした交流機能 ③ 暮らしの支援機能
香川町地域	潤いのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン	① 高松市南部の要としての拠点機能 ② 質の高い生活文化の創造と身近な学習・交流機能 ③ 暮らしの支援機能
国分寺町地域	歴史と文化が調和し、コミュニティ文化を創造する生活交流ゾーン	① 新たなコミュニティ文化創造機能 ② 暮らしの支援と交流機能 ③ 西の玄関機能
香南町地域	田園環境と空港を生かした快適生活、新産業創造交流ゾーン	① 自然を生かした快適生活創造機能 ② 「四国の空の玄関」機能 ③ 暮らしの支援、交流機能
庵治町地域	豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン	① 瀬戸内海を活用した交流拠点機能 ② 地域の活力を育てる文化・芸術機能 ③ 自然と共生する安らぎ機能
牟礼町地域	海、花、緑、石が調和した、芸術・文化の香り高い快適な生活ゾーン	① 高松市東部の発展を牽引する拠点機能 ② 自然、歴史、芸術・文化を生かした広域交流機能 ③ 都市の魅力を高め、地域の活力を育てる芸術・文化機能

ウ 計画の期間

まちづくりの基本方針は、将来の都市づくりの方向性を展望した長期的視野に立つものとし、施策・事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度（合併の日）から27年度までとしていたが、合併特例債延長法の施行に伴い、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたため、その活用を図る

べく建設計画等の期間のみを5年間延長した。

その後、旧合併特例法に基づく合併特例債の活用がさらに5年間延長できることになり、令和2年9月、牟礼町を除く5町の計画期間を7年度まで再延長し、財政計画の見直しを行った。

エ その他

地域審議会の設置期間が終了した令和3年度からは、地域コミュニティ協議会に協議の場を移し、建設計画の残る事業等について地域住民の意見や要望等をお聞きしながら、それぞれの地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

4 中核市

国の地方分権推進の具体的方策の一つとして、一定の規模・能力を有する市について、政令指定都市に準じた事務権限を県から移譲する中核市制度が平成7年4月1日に施行された。本市としても、中核市への移行は、環瀬戸内海圏の中核都市として飛躍・発展していくための重要な契機であることから、移行に向けた取組を積極的に進め、10年10月には、中核市の指定に関する政令が公布され、11年4月1日に中核市に移行した。本市では、中核市で組織する中核市市長会に加入し、同会の活動を通じて、事務権限の拡充や財源の確保など地方分権推進のための事業活動を展開している。

(1) 事業活動

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ア 中核市市長会総会への参加 | イ 総務大臣と中核市市長との懇談会への参加 |
| ウ 中核市サミットへの参加 | エ 中核市行財政に係る課題の調査研究・研修会等への参加 |
| オ 中核市相互間における情報交換 | カ 国及び国会議員へ要望書の提出等 |

(2) 中核市市長会の概要

中核市相互の緊密な連携の下に、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、地方分権の推進に資することを目的に、平成8年5月27日に中核市の市長で構成する中核市連絡会が設立された。その後、中核市の市長をもって組織する団体であることを明確に表現するため、17年11月10日に中核市連絡会から中核市市長会に名称を変更した。

また、中核市市長会の内部組織として、18年度から、国や関係機関等に対して提案や意見表明を行えるよう、プロジェクトを設置して調査・研究を進めることとしており、令和4年度は、①脱炭素社会の実現に向けた取組検討プロジェクト、②デジタルトランスフォーメーションの取組検討プロジェクト、③アフターコロナを見据えた地域経済活性化策検討プロジェクトが設置され、本市は、デジタルトランスフォーメーションの取組検討プロジェクトに参加した。

平成26年11月に、中核市に共通する課題等について協議・意見交換を行い、情報共有・発信を目的として、毎年開催している「中核市サミット」を本市で開催した。

5 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

本市では、平成22年度から、国の「定住自立圏構想」に基づき、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町の2市5町とともに、人口約58万人、面積約1,000km²と香川県の人口・面積の約6割を占める「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成し、圏域住民の生活関連機能サービスの向上に資する施策・事業に取り組んできたが、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、より住民が安心して暮らしを営んでいけるようにするため、地域経済の成長分野など、現在の取組をさらに充実させる形で、国が進める新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏」へ移行し、28年度からその取組をスタートさせている。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の形成に当たり、国の定める連携中枢都市圏要綱に基づく手続きとして、27年9月に高松市議会定例会において市長が連携中枢都市宣言を行い、各市町の12月議会において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」についての議決を受けるとともに、28年2月16日には合同調印式を開催し、本市を中心に各連携市町と「1対1」の連携協約を締結した。

また、圏域構成自治体の首長及び議長で構成する「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会」及び学識経験者や各取組分野の関係者で構成する「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会」での協議を経て、圏域の中長期的な将来像と連携協約に基づき推進する具体的取組を示す、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」を28年3月末に策定している。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」は、本市市政運営の最上位計画である「第6次高松市総合計画」と同期間の28年度から令和5年度までの8年間の計画期間とし、圏域の目指すべき将来像として、「輝きと活力にあふれ 島、街、里が織りなす 創造性豊かな交流圏域」を定めている。計画期間の最終年度となる令和5年の人口目標を57万人程度に設定するとともに、この将来像及び人口目標を実現すべく、3市5町において連携して取組を実施する事業として、5年度は、「圏域全体の経済成長のけん引」分野で15事業、「高次の都市機能の集積・強化」分野で6事業、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」分野で58事業の合計79事業を掲載している。

◆連携協約に基づき推進する具体的取組

○は、連携する取組を示す。

連携協約項目		事業（取組）名	連携する市町						
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
1 圏域全体の経済成長のけん引	ア 産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等	○	○	○	○	○	○	○
		幅広い層が集まる「場」づくり事業	○	○	○	○	○	○	○
	イ 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	中小企業経営力強化事業			○	○			
	ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	ブランド農産物育成支援事業	○	○	○				○
		ふるさと納税に係る共通返礼品の検討	○	○	○	○	○	○	○
	エ 戦略的な観光施策	誘客促進事業観光連携協議会等の設置・運営	○	○	○	○	○	○	○
		国内誘客促進事業	○	○	○	○	○	○	○
		海外誘客促進事業	○	○	○	○	○	○	○
		国内外観光客向け情報発信事業	○	○	○	○	○	○	○
		瀬戸内国際芸術祭推進事業			○	○		○	
		新たな観光プランの企画・販売等	○	○	○	○	○	○	○
		イベント交流の促進	○	○	○	○	○	○	○
		デリバリーアーツ事業	○	○	○				○
		文化芸術鑑賞等の機会の提供	○	○	○	○	○	○	○
		観光バリアフリーのためのUDマップ作成・活用事業	○	○	○	○	○	○	○

連携協約項目			事業（取組）名	連携する市町						
				さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
2 高次の都市機能の集積・強化	ア 高度な医療サービスの提供		医療人材の確保・育成					○		
			医療職員の交流等	○		○	○	○		○
	イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築		I C カードを利用した公共交通利用促進事業	○		○	○	○		○
	ウ 高等教育・研究開発の環境整備		大学等と連携した、将来の圏域を担うリーダーの育成	○	○	○	○	○	○	○
			産学官連携推進事業	○	○	○	○	○	○	○
	エ その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策		データ利活用型スマートシティ推進事業	○	○	○	○	○	○	○
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	ア 生活機能の強化に係る政策分野	(ア)地域医療	高松市立病院運営事業			○	○	○	○	○
			救急医療体制の確保					○	○	○
			救急艇の活用			○	○		○	
			島しょ部(土庄町及び小豆島町)への医師派遣事業			○	○			
			遠隔医療ネットワークを使った連携	○		○	○	○		○
			「地域包括ケア病棟」運用事業	○		○	○	○		○
			がん検診の広域化						○	
		(イ)介護	地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）広域利用事業						○	
			在宅医療・介護連携推進事業					○	○	
			地域包括支援センター運営事業	○	○	○	○	○	○	○
			徘徊高齢者保護ネットワーク	○	○			○		○
			介護認定審査会事業					○	○	○
		(ウ)福祉	自立支援協議会運営事業					○	○	
			障害支援区分等審査会業務の連携					○	○	○
			ファミリー・サポート・センター事業	○	○			○		○
		(エ)教育・文化・スポーツ	移動図書館巡回事業						○	
			読書推進ボランティア養成事業	○	○	○	○	○	○	○
			帰国児童等支援事業					○		○
			特別支援教育推進連携事業			○	○	○		○
			こども未来館学習体験事業	○		○	○	○	○	○
			史跡・遺跡の調査研究及び発信	○	○	○				
			高松市埋蔵文化財センターの運営	○	○	○	○			○
			中学校総合体育大会等の連携					○	○	
			高松市屋島競技場の活用	○	○	○	○	○	○	○
			地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	○	○	○	○	○	○	○
		(オ)土地利用	土地利用施策の広域的な連携・推進					○		○
		(カ)地域振興	グリーン・ツーリズム等農業振興事業			○	○	○		
			獣害対策事業					○		
			産学官連携推進事業【再掲】	○	○	○	○	○	○	○
			生涯学習推進事業			○	○			
			男女共同参画センター学習研修事業			○	○			○

連携協約項目			事業（取組）名	連携する市町						
				さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	ア 生活機能の強化に係る政策分野	(キ) 災害対策	災害時相互応援協定	○	○	○	○	○	○	○
			香川県消防相互応援協定	○	○	○	○	○	○	○
			高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定					○		○
			消防業務の事務委託					○		○
			地域防災対策事業	○	○	○	○	○	○	○
			広域航空写真地図データ整備事業	○	○	○	○	○	○	○
		(ク) 環境	一般廃棄物の処理・処分に関する業務							○
			し尿処理に関する業務					○		○
			環境学習等推進事業	○	○	○	○	○	○	○
			環境負荷の少ない自動車の普及促進	○	○	○	○	○	○	○
			小型家電等リサイクル推進事業	○	○	○	○	○	○	○
			不法投棄対策事業の推進	○	○	○	○	○	○	○
	イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(ア) 地域公共交通	ICカードを利用した公共交通利用促進事業【再掲】	○		○	○	○		○
			コミバス等へのIruCa導入事業	○		○	○	○		○
			地域公共交通再編事業	○	○			○		○
		(イ) ICTインフラの整備	データ活用型スマートシティ推進事業【再掲】	○	○	○	○	○	○	○
			校務支援システムの統一に向けた連携・推進					○		
			ビジネスチャットツールを活用した情報共有等の促進事業	○	○	○	○	○	○	○
		(ウ) 道路等の交通インフラの整備・維持	橋りょう改築修繕事業	○	○	○	○	○	○	○
			道路新設改良事業	○		○		○		○
			広域航空写真地図データ整備事業【再掲】	○	○	○	○	○	○	○
		(エ) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	ブランド農産物育成支援事業【再掲】	○	○	○				○
		(オ) 地域内外の住民との交流・移住促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	○	○	○	○	○	○	○
			移住・交流促進事業	○	○	○	○	○	○	○
		(カ) その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携	公共施設等の共同利用整備	○	○	○	○	○	○	○
	ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		人材育成事業、合同研修等の実施	○	○	○	○	○	○	○
			地域コミュニティ人材養成事業	○	○	○	○	○	○	○

6 サンポート高松北側街区の利活用

(1) 過去の経緯

サンポート高松北側街区は、当初の構想では高度な都市機能が集積する新しい都市核の形成を図る区域等として位置づけられていたが、長期にわたり経済が低迷する中、サンポート高松北側街区利活用検討報告書(平成23年度)やサンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ(26年)を経て、大規模な建物建

設ではなく、海に面した景観を生かした緑豊かな空間として活用する方針を取りまとめ、イベント広場等として暫定的に利用し、シーフロントエリアの賑わい創出と来街者への憩い・安らぎ空間を提供してきた。

(2) 新県立体育館整備方針を受けた本市の取組

平成28年11月28日の県議会本会議において、香川県立アリーナ（新県立体育館）をサンポート高松に建設する方向で進める方針が発表され、本市がMICE振興や中心市街地の活性化を進める上で、香川県立アリーナは、本市のまちづくり方針に合致するとともに、地域活性化に寄与するため、土地開発公社が所有するサンポート高松A1街区等を香川県に無償で貸与することを決定した。

これにより、平成30年度から当該土地に敷設されている下水道管・電線共同溝・道路舗装等の撤去・移設工事に取りかかり、令和3年3月に香川県と土地使用貸借契約を締結後、3年4月から県に貸与している。

今後、香川県立アリーナ整備及び周辺関連事業に伴う様々な課題の解決を図りながら、早期の完成を目指し、香川県をはじめ、関係機関と連携強化を図り、適切に対応していく。

7 政策コンテストの開催

本市の将来を支える若者のアイデアを本市の政策に取り入れるとともに、若者が理想とするまちづくりを予算まで含めた政策として考えることにより、地元への理解を深めて愛着を醸成し、地元への定着につなげることを目的として、平成29年度から開催している。

年度	30	元	2	3	4
参加チーム数	8	9	—	—	9

※ 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止

8 移住・定住の促進

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、香川県、近隣市町をはじめ、各種関係機関、市民、NPO、民間事業者等との連携を図りながら、若者から選ばれ、移り住みたいと思える地域づくりを推進するとともに、本市の魅力を効果的・効率的に情報発信することなどにより、移住・定住の促進に取り組んでいる。

その取組を効果的かつ戦略的に展開するため、平成29年3月に「高松市移住・定住促進方策について」を取りまとめ、さらに、30年4月には、実効性のある、本市ならではの移住・定住促進施策の戦略的な展開を図っていくため、政策課内に移住・定住促進室を新設した。

令和5年3月には、テレワークの普及を背景とする多様な働き方の広がりや人の流れの変化等、急激な社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、「高松市移住・定住促進方策について」を見直し、今後の取組の指針となる「たかまつライフ促進プラン」を策定した。

(1) 香川県移住・定住推進協議会

平成22年3月に、香川県及び県内市町により構成される「香川県移住・交流推進協議会（現在の「香川県移住・定住推進協議会）」が設立された。

同協議会では、大都市圏で開かれる移住フェアに参加し、本市のプロモーションをはじめ、移住相談や住まい相談など、幅広く情報発信をしているほか、同協議会独自の取組として、県内外市町の先進的な取組の紹介、国等の支援メニューに関する情報共有を行っている。

(2) たかまつ移住応援隊

平成29年度に、市民の方をはじめ、地域コミュニティ協議会や企業等からなる「たかまつ移住応援隊」を発足し、インターネットやSNS等を活用して、本市で暮らすことの魅力のほか、移住者の関心が高い仕事

や住まいなど、市民目線での情報を発信するとともに、移住に関する相談対応などを行っている。

◆たかまつ移住応援隊の登録状況

(5.6.1現在)

リーダー	サポーター				
	市民	専門			
		地域	子育て	住まい	仕事
3人	38人	6地域	4団体	2団体	48団体

(3) プロモーションの強化

引き続き、本市の移住ポータルサイト「高松市移住ナビ」を活用するとともに、全面改訂した移住希望者向けパンフレット「たかまつ移住ライフ」を市内の宿泊施設等に配布するなど、本市の魅力や住みやすさなどの情報を発信したほか、首都圏を始めとする全国の移住希望者を対象とする交流会「瀬戸・たかまつ移住応援プロジェクト」や、首都圏の大学生を対象とした「瀬戸・たかまつUターンセミナー」などを実施した。

◆本市における移住者数及び移住相談件数

年	30	元	2	3	4
移住者数（人）	290	534	758	574	617
移住相談件数（件）	203	651	386	627	801

(4) 移住者への支援

本市への移住・定住を促進することにより、地域の活性化を図るため、東京圏から本市に移住してきた方を対象に、就業または起業等をした場合、引っ越し代など、移住に要する費用を支給する移住支援補助金制度を実施している。

また、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の取組として、平成30年度に、東京都内に移住や就職に関する相談窓口「瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター」を設置し、移住アドバイザーによる移住相談や市内企業の求人情報の提供等を行うほか、県内出身者の多い大学を訪問し、地元就職に向けたセミナー開催の周知を行うなど、本市への移住や、Uターン就職の促進に取り組んでいる。

9 男女共同参画

男女共同参画社会の実現を目指し、令和4年3月に策定した「第5次たかまつ男女共同参画プラン」に基づき、各局が横断的に全庁体制で、男女共同参画施策を総合的かつ効果的、計画的に推進している。また、男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けた市民活動拠点である高松市女性センター（平成7年8月1日開館）は、18年4月1日から名称を高松市男女共同参画センターに変更するとともに指定管理者制度を導入し、高松市男女共同参画センター登録団体ネットワークが、管理運営を行っていたが、19年11月にNPO法人格を取得して改称した特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、引き続き管理運営を行っている。20年度には事務の移管を行い、企画課（現在の政策課）に男女共同参画推進室を設置、30年度には、機構改革により、男女共同参画・協働推進課となった。

また、平成28年11月に、新設された「こども未来館」を中心とする複合施設、愛称「たかまつミライエ」6階に、世代間交流できる施設として男女共同参画センターを移転整備した。

(1) 男女共同参画行政の総合調整と推進

高松市男女共同参画推進本部の下、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進している。

ア 第5次たかまつ男女共同参画プランの推進

第5次たかまつ男女共同参画プランを推進するとともに、計画の推進状況を把握し、進行管理を行う。

(ア) 基本理念「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」

(イ) 基本目標

①男女が共に理解し合う社会づくり

②男女が共に活躍する社会づくり

③男女が共に安心できる社会づくり

(ウ) 計画期間 令和4年度～令和8年度

イ 男女共同参画週間事業

男女共同参画都市宣言（平成9年12月18日）の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、関係機関や関係団体と連携・協力し、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動の一環として、期間中、女性弁護士による啓発講座を開催するほか、男女共同参画に関するパネル展の実施、啓発グッズの配布など、各種行事を行い、市民意識の高揚と啓発活動に取り組む。

ウ 高松市婦人団体連絡協議会の活動支援

女性の人権や社会的地位の向上を目指して、相互理解の下にネットワークを形成し、女性を取り巻く諸環境の変化に対応した各種事業を行うことで、男女共同参画の視点から、地域社会の発展に寄与することを目的とし、自主的に組織した女性団体（地区婦人会等）の集まりである高松市婦人団体連絡協議会の活動を支援する。

(2) 男女共同参画センターの概要

ア 開 館 平成7年8月1日（18年4月1日女性センターから名称変更）

イ 所 在 地 高松市松島町一丁目15番1号 愛称「たかまつミライエ」6階（28年11月移転）

ウ 延床面積 976.23㎡

エ 施設内容 学習研修室、託児室・授乳室、ミーティングスペース、ふれあい交流サロン、相談室

オ 開館時間 平日 9:00～21:00 土・日曜日・祝日 9:00～17:00

カ 休 館 日 毎週火曜日、年末年始（12/29～1/3）

(3) 男女共同参画センターの管理運営

男女共同参画センターの設置目的を踏まえ、市政への市民参画を推進するため、平成18年4月1日に指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、市民自らの主体的な管理運営を行っている。

特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット（11年6月設立時の名称は高松市女性センター登録団体ネットワーク）とは、男女共同参画センターの登録団体が互いに交流し情報交換を行い、それぞれの活動を一層活発にするとともに、男女共同参画センターの事業運営に積極的に関わることで、女性の自立と社会参画を促進するために設立された組織である。

28年11月に錦町から松島町の「たかまつミライエ」6階の施設に移転することから、指定管理者を改めて公募した結果、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが選定された。令和3年4月1日から引き続き同法人が管理運営を行っている。

ア 施設管理運営事業

(ア) 男女共同参画センター会議室利用状況

年度	利用者数（人）	1日平均（人）	利用件数（件）	利用率（％）
30	8,118	26.4	381	41.2
元	8,127	26.5	399	43.3
2	5,316	18.7	406	46.2
3	4,294	19.3	334	49.9
4	5,940	19.3	490	53.0

(イ) 男女共同参画センター利用団体の登録と拡充

女性の自立と社会参画を促進し、男女平等と男女共同参画社会の実現のため、具体的な活動を行っている市民団体を男女共同参画センター登録団体とするとともに、交流・情報交換ができるよう支援し、その拡充を図る。

登録団体・グループ数 56団体（令和5年3月31日現在）

イ 男女共同参画センター事業

(ア) 学習・研修活動推進事業

各種セミナー、講座等の学習・研修活動を通して主体的な問題解決や男女共同参画推進のための能力を養成する。

(イ) 相談事業

女性が生きていく中で関わる、様々な問題に対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう、各分野の専門職員及びカウンセラーが相談に応じ、援助を行う。また、援助されるだけでなく、相互に情報交換し、持てる力を再発見して、協働していく主体としての関係をつなぐ場として、サポートグループの立ち上げ、運営を支援する。

(ウ) 情報収集・提供事業

男女共同参画関連の図書、ビデオ、情報誌等の収集及び閲覧、貸出し、また、パソコン機器等による情報提供を行う。

(エ) 活動・交流支援事業

グループや個人の活動、相互交流・ネットワークづくりの支援などにより、男女共同参画社会づくりの輪を広げる。

(4) 男女共同参画市民フェスティバル

男女共同参画社会の実現を目指し、男女共生意識を醸成するとともに、市内を中心に活動する団体・グループ相互の交流とネットワークの拡充を図るため、広く参加希望市民・団体を募り、実行委員会を組織し、講演会、パネル展、ワークショップ等を開催する。

10 ユニバーサルデザインの推進

年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計する、「ユニバーサルデザイン」の考え方を本市の様々な施策に取り入れるとともに、市民や民間団体等にその考え方の浸透を図るなど、ユニバーサルデザインの推進に全庁的かつ総合的に取り組むため、平成24年4月に政策課にユニバーサルデザイン推進室を設置した。その後、令和

4年度の機構改革により、ユニバーサルデザイン推進室が廃止され、ユニバーサルデザイン推進事務が男女共同参画・協働推進課に移管された。

(1) 高松市ユニバーサルデザイン基本指針

ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、様々な主体が協働して取り組むことができるよう、その考え方や方向性について明らかにした「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」を策定するため、平成24年度は、参考意見の募集、高松市ユニバーサルデザイン基本指針策定懇談会及び庁内検討委員会を開催し、意見聴取を行った。

25年4月には、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針（案）」について、パブリックコメントを実施し、5月に基本指針を策定した。

(2) 推進状況

平成26年3月に、本市職員向けの「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定したほか、11月に本庁舎窓口等の改修時の指針となる「高松市窓口等レイアウト及び案内表示に関する標準書」を策定し、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

また、市民への普及・啓発のため、25年8月にユニバーサルデザインフェアを実施し、26年度からユニバーサルデザイン展として実施しているほか、30年度には、ユニバーサルデザイン啓発映像を作成し、令和2年3月に、小学3年生を対象とした啓発用パンフレットを改定した。

平成29年12月に共生社会ホストタウンに登録されたことを契機として、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成市町と連携し、ユニバーサルデザイン啓発ポスターの作成や、「たかまつユニバーサルデザインマップ」の公開など、ユニバーサルデザインのまちづくりの機運の醸成や、さらなる推進に向け取り組んでいる。

11 交通安全対策

(1) 沿革

昭和 37年2月	交通安全都市を宣言
37年3月	交通安全都市の実現を目指し、高松市交通安全都市推進協議会を発足
46年5月	交通安全対策基本法及び高松市交通安全対策会議条例に基づき、高松市交通安全対策会議を設置
56年2月	各校区（地区）の交通安全母の会からなる高松市交通安全母の会連絡協議会が発足。現在は、42校区（地区）で結成され、「交通安全は家庭から」を合言葉に、家庭はもとより、地域ぐるみの交通安全活動を展開
57年3月	高松市自転車等の適正な利用に関する条例公布（10月1日施行）
11年4月	交通安全都市の実現を図ることを目的として高松市交通マナーアップモデル地区の指定事業を開始
15年8月	暴走族等追放重点地区の指定を受け、高松市暴走族等対策協議会を設立
20年1月	交通事故防止のPRに役立てるため、交通安全シンボルキャラクターのデザインとネーミングを募集し、高松市交通安全シンボルキャラクター「まもりーぶちゃん」を決定

- 20年4月 小学校4年生を対象とする自転車安全教育の中に、学科、テスト、危険予測、技能
練の項目を加え、講習を終えた後に、参加児童に「自転車安全運転免許証」を発行
する事業を開始
- 22年4月 高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者運転免許証返納促進事業を開始
- 27年2月 交通死亡事故に歯止めがかからない状況を踏まえ、2月10日に高松市交通死亡事故
多発非常事態宣言を発信

(2) 令和4年度における交通安全運動推進状況

ア 春の全国交通安全運動	4月6日～15日
イ 秋の全国交通安全運動	9月21日～30日
ウ 年末・年始の交通安全運動	12月10日～1月10日
エ 高齢者の交通安全日	毎月5日
オ 自転車の交通安全日	毎月15日
カ 市民の交通安全日	毎月20日
キ 中央商店街クリーン作戦	4回
ク 交通安全対策会議	1回
ケ 交通安全都市推進協議会	1回
コ 交通安全母の会連絡協議会	4回
サ 高松市交通マナーアップモデル地区指定	亀阜校区、東植田校区

(3) 交通安全活動状況

道路交通環境の整備として道路整備、交通安全施設の設置、効果的な交通規制などが進められる一方、年間を通して交通事故が多発し、交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

令和4年度の交通安全活動は、本市の推進重点を前年度に引き続き「防ごう！高齢者の交通事故」とし、関係機関・団体と協力して交通安全に関する講習会を開催したほか、広報車による広報活動及び市施設内のデジタルサイネージ、インターネット等を利用した啓発活動を実施した。

また、小学校4年生を対象に自転車安全運転免許証事業を実施したほか、校区（地区）交通安全母の会等を活動主体として、街頭キャンペーン等を実施した。

ア 交通安全指導者研修会

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (ア) 校区（地区）交通安全母の会 | (イ) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校交通安全担当者 |
| (ウ) PTA | (エ) 高齢者交通指導員 |

イ 交通安全教室の開催

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (ア) 保育所・幼稚園・認定こども園 260回 | (イ) 小中学校等 123回 |
| (ウ) 高齢者 4回 | (エ) その他 3回 |

ウ 街頭キャンペーン（交通安全母の会等協力）

エ 広報活動 各種広報媒体や広報車を活用して広報活動を行った。

(4) 交通安全資材の配布

ア 保育所・幼稚園・学校関係資材

鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本

イ 街頭指導用資材

指導旗

(5) 交通事故発生状況

年次	事故件数 (件)	傷者 (人)	死者 (人)	死者のうち 高齢者 (人)	人口10万人当たりの 死者数 (人)
30	2,569	3,046	14	8	3.33
元	2,477	2,998	15	8	3.57
2	2,051	2,473	18	15	4.30
3	1,737	2,111	10	5	2.40
4	1,575	1,858	15	5	3.60

(6) 高齢者運転免許証返納促進事業

高齢者の交通事故防止の観点から、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、高松市の住民基本台帳に記載された65歳以上の人のうち、平成22年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人に対して、5千円分のことでんイルカカードを交付することとした。

また、26年7月1日から金額を1万円に増額するとともに、J Rイコカカードも選択できるようにしたほか、29年1月30日からは4か所の総合センターで、30年5月からは市民サービスセンター、令和4年3月からは仏生山総合センターでも交付受付を開始した。

また、3年1月から、タクシー現金チケットも選択できるようにするとともに、郵送による申込み受付を開始したほか、4年4月からは事業の対象者の年齢を70歳以上に引き上げた。

令和4年度 交付状況 (単位：人)

交付者数	内訳
1,294	ことでんイルカカード 284
	J Rイコカカード 124
	タクシー現金チケット 886

12 地域政策

(1) 地域審議会

合併に伴い行政区域が拡大し、合併町の住民の意見が市政に反映されにくくなるという懸念を払拭し、地域住民の声を施策に反映させるため、合併特例法（牟礼町については、合併新法）に基づき、合併6町（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町）の区域ごとに設置し、合併地域に新たに設置した支所内に事務局を置いた。

ア 設置根拠

塩江地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては合併特例法第5条の4第1項を、牟礼地区にあつては合併新法第22条第1項を根拠としている。なお、設置に当たって、協定書調印（合併協定項目第6号）、議会の議決及び市長・町長による協議書締結を経たのは、各地域審議会に共通している。

イ 設置期間

塩江地区にあつては平成17年9月26日から令和3年3月31日まで。牟礼地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては平成18年1月10日から令和3年3月31日まで。

ウ 所掌事務

設置区域に係る建設計画（牟礼町については、合併基本計画）の執行状況、同計画の変更、同地域の

まちづくりに関すること、及び市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議・答申をし、又は、意見を述べること。

エ 組織・任期等

委員：15人以内（うち会長・副会長各1人）

任期：2年間（再任可）

オ その他

平成24年6月に、いわゆる合併特例債延長法が施行されたことに伴い、合併特例債等の発行期間が、本市においては5年間延長され、令和2年度まで発行可能となった。合併特例債等は、後年度に交付税措置のある有利な財源であり、できる限り活用できるよう対応するため、平成27年9月に建設計画等の計画期間を5年間延長し、これに併せて建設計画等の進行管理を行う地域審議会の設置期間についても5年間延長した。

その後、旧合併特例法にもとづく合併特例債の活用が更に5年間延長できることになり、令和2年9月、牟礼町を除く5町の計画期間を令和7年度まで再延長し、財政計画の見直しを行った。

地域審議会の設置期間が終了した令和3年度からは、地域コミュニティ協議会に協議の場を移し、建設計画等の残る事業について地域住民の意見や要望等をお聞きしながら、それぞれの地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

(2) 総合センター・支所・出張所

地区住民の利便を図るための行政サービスセンターとして、総合センター・支所・出張所を設置し、本庁との中継的な窓口サービス、自主的な住民組織の育成助長等、住民と密着した地域コミュニティの推進に努めている。

また、平成27年2月に策定された高松市地域行政組織再編計画に基づき、29年1月30日に勝賀総合センターを設置し、牟礼、香川、国分寺支所は総合センターに移行した。令和4年3月1日に仏生山総合センター、5年4月1日に山田総合センターを設置した。

ア 総合センター 職員数（会計年度任用職員を除く。）（5.4.1現在）

牟礼総合センター	牟礼町牟礼302-1	17
山田総合センター	川島本町191-10	16
仏生山総合センター	仏生山町甲218-1	18
香川総合センター	香川町川東上1865-13	18
勝賀総合センター	香西南町476-1	16
国分寺総合センター	国分寺町新居1298	19

イ 支所・出張所数及び職員数（会計年度任用職員を除く。）（5.4.1現在）

支所	出張所	職員数
3	19	48

ウ 総合センター・支所の整備

牟礼、香川及び香南支所庁舎については、耐震補強が必要と判定されたため、香川支所（現香川総合センター）については、平成21年度に耐震補強工事を終了し、牟礼支所（現牟礼総合センター）及び香南支所については、24年度に改築工事を終了した。

また、仏生山総合センターについては令和3年度高松市仏生山交流センター内に、山田総合センターについては令和4年度に整備が完了した。

(3) コミュニティセンター

ア コミュニティセンター整備事業及び指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えの下、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管されたほか、19年度から指定管理制度を導入し、各地域コミュニティ協議会が、コミュニティセンターの管理運営を行っている。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺町北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、指定管理制度を導入し、当該地区の地域コミュニティ協議会が、管理運営業務を行っている。

なお、18年度の古高松コミュニティセンターの開館以降、21年度に下笠居コミュニティセンター、23年度に三谷コミュニティセンター、支所の改築にあわせ、24年度に香南コミュニティセンターを改築、牟礼コミュニティセンターを新設し、52館となった。

21年度に策定したコミュニティセンター中期整備指針に基づき、24年度に国分寺北部コミュニティセンターの耐震補強・改修を、25年度に円座、鬼無コミュニティセンター、27年度に国分寺南部コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、林コミュニティセンターの改築を、28年度に西植田コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、東植田コミュニティセンターの改築を、30年度に木太コミュニティセンターの改築を、令和元年度に川岡コミュニティセンターの改築を、2年度に太田コミュニティセンターの改築を、3年度に男木コミュニティセンターの改築を、令和4年度に屋島コミュニティセンター及び十河コミュニティセンターの改築を実施した。

今後は、新コミュニティセンター整備計画に基づき、計画的に施設の老朽化に対応するとともに、計画的な修繕・改修を実施し、施設の保全に努めることとしている。

コミュニティセンター一覧

(5.4.1 現在)

センター名	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	建設年	所在地
松島	RC2F	672.11	1,159.05	S55.3.31	高松市松福町二丁目15-24
花園	RC3F	503.00	350.00	S56.3.30	高松市観光通二丁目8-9
築地	RC3F	900.29 (1・2階部分)	1,837.45	S31.3.31 (H24.9.1)	高松市築地町14-1
新塩屋町	RC2F	450.76	542.01	S57.3.20	高松市城東町一丁目1-47
四番丁	RC2F	450.66	428.28	S61.6.20	高松市番町二丁目3-5
二番丁	RC2F	450.87	663.19	S60.3.15	高松市扇町二丁目8-7
日新	RC3F	502.20	251.23	S58.3.19	高松市瀬戸内町22-9
亀阜	RC2F	450.54	348.23	S62.3.25	高松市宮脇町一丁目6-18
栗林	RC2F	450.76	1,097.36	S56.3.20	高松市栗林町三丁目2-12
鶴尾	RC2F	578.08	1,855.19	S53.3.31	高松市田村町303-1
太田	RC1F	782.89	3,801.83	R2.9.29	高松市伏石町2016-37
太田中央	RC2F	420.38	1,462.60	S57.3.15	高松市松縄町1108-1
太田南	RC2F	420.15	1,919.35	S58.3.19	高松市太田上町1045-2
木太	RC2F	807.43	2,315.64	H31.1.25	高松市木太町3480-2

センター名	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	建設年	所在地
木太南	RC2F	420.62	1,453.66	S61.3.20	高松市木太町1486
木太北部	RC2F	429.64	1,254.00	H2.5.1	高松市木太町2603
屋島	RC2F	786.46	2,503.30	R4.6.21	高松市屋島中町449-1
屋島西	RC2F	424.58	1,421.02	S60.3.15	高松市屋島西町2483-2
屋島東	RC2F	420.76	2,650.37	S62.3.25	高松市屋島東町928
古高松	RC1F	697.56	2,000.04	H18.7.10	高松市高松町10-20
古高松南	RC2F	420.49	1,333.81	S59.3.15	高松市春日町782-2
前田	RC2F	459.53	1,913.86	S57.3.15	高松市前田東町838
川添	RC2F	671.30	1,515.08	H10.5.14	高松市元山町136-4
林	RC1F	699.00	3,513.01	H27.11.24	高松市林町329-1
三谷	RC1F	649.33	2,159.00	H23.7.27	高松市三谷町1201-1
仏生山	RC2F	650.97	1,470.85	H8.3.29	高松市仏生山町乙45-4
多肥	RC2F	450.68	1,490.74	S50.3.15	高松市多肥上町433-5
一宮	RC1F	650.77	1,904.00	H11.3.10	高松市一宮町838-1
川岡	RC1F	677.01	3,090.67	R1.12.20	高松市川部町486-3
円座	RC2F	483.03	1,403.76	S52.6.20	高松市円座町1622-1
檀紙	RC2F	450.17	2,336.00	H3.7.31	高松市御厩町775-1
弦打	RC2F	673.48	2,480.77	H10.3.30	高松市鶴市町356-3
鬼無	RC2F	460.49	1,524.67	S54.3.15	高松市鬼無町佐藤31-3
香西	RC2F	650.61	1,132.55	H9.5.1	高松市香西本町476-1
下笠居	RC1F	703.75	2,021.28	H21.9.18	高松市生島町353-1
女木	SALC2F	400.92	712.56	S55.3.31	高松市女木町203-1
男木	RC1F	677.78	1,981.18	R4.1.17	高松市男木町1988
川島	SRC1F	1,943.49	4,806.32	R4.12.22	高松市川島本町191-10
十河	RC2F	822.68	1,315.01	R4.7.19	高松市十川西町299-1
東植田	RC2F	489.58	1,048.00	H29.3.10	高松市東植田町1825-1
西植田	RC2F	427.63	1,403.40	S51.3.30	高松市西植田町2247-1
川東	RC2F	1,209.05	7,229.74	S54.5.30 (H25.4.1)	高松市香川町川東上1865-13
東谷	RC2F	336.80	2,852.16	S60.3.20	高松市香川町東谷873-3
塩江	RC3F	769.00 (支所2階部分)	6,479.97	S57.6.30	高松市塩江町安原下第2号1645
牟礼	RC2F	737.32 (センター1階部分)	6,521.30	H24.12.28	高松市牟礼町牟礼302-1
庵治	RC2F	1,516.00 (1・2階部分)	2,389.31	S59.6.25	高松市庵治町888-1
浅野	RC2F	480.24	1,331.46	S57.3.20	高松市香川町浅野826-2
大町	RC1F	542.24	529.47	H10.3.25	高松市牟礼町大町1463-2
大野	RC2F	610.00	1,470.66	S58.3.31	高松市香川町大野1329-1

センター名	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	建設年	所在地
香南	RC1F	702.39(支所1階部分)	4,854.24	H24.7.13	高松市香南町由佐1172
国分寺北部	RC2F	716.00	2,345.14	S48.3.1	高松市国分寺町新居1840-6
国分寺南部	RC2F	734.84	1,355.67	S49.3.31	高松市国分寺町福家甲 3106-3

※RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 S A L C：鉄筋造軽量気泡コンクリート
パネル張

(4) 住民組織

地域住民によって自主的に組織されている自治会は、地域住民の福祉向上と地域発展のため、自主活動と市政への協力を行っており、住民の声を幅広く吸い上げ、市政をより円滑に推進するため、住民組織の育成強化を推進している。

ア 自治会の概要

(各年度4月1日現在)

年度 区分	29	30	元	2	3	4
地区(校区)連合自治会数	46	46	46	46	46	46
単位自治会数	2,605	2,594	2,575	2,559	2,535	2,520
加入世帯総数	108,453	106,751	104,828	102,814	100,939	99,223
市総世帯数	183,690	185,169	186,977	188,859	187,524	188,397
自治会世帯加入率(%)	59.04	57.65	56.06	54.44	53.83	52.67

※ 市総世帯数は、推計人口による。

イ 自治会の主な活動

- (ア) 安全・安心なまちづくり 防犯活動 安全パトロール 防犯灯の設置・維持管理等
- (イ) 情報を共有するまちづくり 災害時の情報伝達 地域の広報誌等の配布 回覧板による情報提供等
- (ウ) きれいで快適なまちづくり 道路・公園等の清掃活動 ごみステーションの管理・清掃等
- (エ) ふれあいのあるまちづくり お祭り 運動会 敬老会等

ウ 自治会の法人化

自治会が保有する集会施設等の財産保全を図るため、自治会が「地縁による団体」として、市長の認可により法人格を持てるようになったことから、平成4年3月1日から認可申請の受付を実施しており、令和5年3月31日現在、463自治会が認可を受けている。

エ 自治会活動推進等

平成22年度から、11月を「自治会加入促進月間」と定め、加入や結成の促進に努めている。

しかし、昭和63年には89%であった本市の自治会加入率は、令和3年には53%となり、加入率の低下に歯止めがかからない状況である。平成30年5月から高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会と本市で組織した「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」において、魅力ある自治会に近づくための方策等について議論を重ね、令和元年9月には最終報告書が取りまとめられた。その内容を踏まえた上で、新たな自治会再生支援策の実施に向けて制度の検討を行い、2年度からは、地域コミュニティ協議会や自治会の活動等に貢献している企業を表彰する地域グッドサポート企業表彰を実施している。また、4年度からは、自治会の運営や活動に関する相談等に対する助言やサポートを行うマイタウンアドバイザー・マイタウンサポートリーダー事業及び地域コミュニティの中核を担う自治会の加入

状況等の実情を把握するための自治会実態把握調査事業を実施しており、今後も新たな自治会再生支援事業を順次実施していく。

(5) 防犯灯

高松市防犯灯新設等助成金交付規程に基づき、自治会が所有・管理している防犯灯の新設、移設及び補修工事並びに維持管理（電気料金）に要する経費の全額または一部を助成し、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、住みよいまちづくりの促進に努めている。

ア 防犯灯新設等助成

(5.4.1 現在)

区分		助成金額	助成基準
新設工事等	新設工事	工事費の全額	市長が指定した、発光ダイオード防犯灯を、原則として既存の電柱に添架するとき
	移設工事	工事費から自治会負担分 6,000円を除いた額	既設の発光ダイオード防犯灯のうち、電柱の建て替え、または道路の変更その他により、灯具を移設するとき
		工事費の全額	既設の発光ダイオード防犯灯のうち、道路の新設等により、既存の防犯灯から30m以内に道路照明灯等が設置され、既存の防犯灯を移設するとき
	補修工事	工事費から自治会負担分 6,000円を除いた額	既存の発光ダイオード防犯灯のうち、灯具を補修するとき
維持管理	電気料金	電気料金相当額	蛍光防犯灯及び発光ダイオード防犯灯のうち、市長が指定したもの
		発光ダイオード防犯灯電気料金相当額	自治会が管理している、上記以外の防犯灯及び水銀灯の電気料金

イ 防犯灯の補助状況（自治会所有）

(令和4年度)

区分	新設	移設	補修	防犯灯総数
灯数	108	37	37	29,881

(6) 自治会集会所

ア 自治会集会所改修等補助

高松市自治会集会所改修等補助規程に基づき、地域住民の活動拠点である自治会集会所の改修または増築に対して助成を行い、自治会活動の一層の促進を図っている。

なお、集会所の新築に対する補助は、令和3年度をもって廃止した。

(5. 4. 1 現在)

事業名	補助対象限度額	補助率
集会所の改修 (改造・修繕)	200万円（ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額〔その額が100万円を超える場合は、100万円〕を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額〔その額が100万円を超える場合は、100万円〕を上乗せすることができる。）	50%以内
集会所の増築	200万円（ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額〔その額が100万円を超える場合は、100万円〕を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額〔その額が100万円を超える場合は、100万円〕を上乗せすることができる。）	50%以内

(㍑) 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた集会所の復旧工事を、被害を受けた日から1年以内に着手した場合、補助率は75%以内とする。（新築経費については、200万円以下に係る部分のみ）

(㍒) 次の要件を満たすもののうち、建物本体工事費、監理費、本体と一体となった設備等工事費のうち集会所として最低限必要なもの（水道・給排水・電気等）が補助対象となる。

- ・建物は、総面積9.917㎡以上で、自治会が所有（自治会名義で登記）し、用途が自治会活動であること。
- ・用地は、自治会が所有しているか、今後の利用や工事について土地所有者の承諾を得ていること。
- ・同時期に、集会所整備に係る国・県等からの補助等を受けていないこと（予定含む。）。
- ・事業総額が50万円以上であること。

(㍓) 自治会集会所の整備状況（令和4年度）

- ・新築または改築 1件
- ・増築または改修 1件

(7) 安全で安心なまちづくりの推進

近年、特殊詐欺事件など犯罪が悪質化・巧妙化する中、犯罪等を未然に防止し、犯罪等を発生させない環境づくりの推進に向け、高松市安全で安心なまちづくり推進協議会を中核として施策・事業の推進を図るとともに、高松市防犯協会などとも連携して地域コミュニティが実施する防犯パトロール等の防犯活動に対し、支援を実施している。

13 離島振興

本市の離島において救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合に、その輸送費を補助することにより、離島住民及び離島を訪れる人の負担を軽減し、離島住民等の福祉の向上を図っている。

14 大島の振興

大島は、現在、国立療養所大島青松園の入所者や職員など、関係者のみが居住している状況であり、将来的には、居住する者がいなくなることが懸念されている。

このことから、本市では、大島における将来にわたる振興に向け、これまでのハンセン病療養所の歴史を後世に伝えるとともに、瀬戸内国際芸術祭を契機として生まれた、芸術関係者など、島外の人々との交流の継続・拡大や、島の景観等を生かした活性化などの方策を検討するため、入所者や有識者等で構成する「大島の

在り方を考える会」を、平成25年7月に設置し、6回にわたる検討・議論のほか、入所者との意見交換会を行うとともに、市民からのアンケート調査結果などを踏まえ、大島振興方策を、26年11月に策定した。

そして、大島振興方策に示された「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」の方向性に基づき、方策に掲げた施策・事業に取り組んでおり、パネル展や講演会・現地学習会を開催し、ハンセン病についての正しい知識と差別や偏見をなくすための人権学習を推進し、あらゆる階層への周知啓発に努めている。

15 空き家等対策

(1) 沿革

時期	概要
平成 27 年 4 月	くらし安全安心課を設置
5 月	空家等対策庁内連絡会を設置
8 月	空家等の改修に関する補助制度を創設
9 月	高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例を制定
10 月	高松市空家等対策協議会を設置
28 年 2 月	高松市空家等対策計画を策定
4 月	老朽危険空き家の除却に関する補助制度を創設
29 年 10 月	高松市空き家相談員制度を創設
30 年 8 月～31 年 2 月	空き家等実態調査を実施
令和 2 年 3 月	高松市空家等対策計画を一部修正
4 年 4 月	高松市空き家等マッチング事業を創設
4 年 8 月～ 5 年 2 月	空き家等実態調査を実施

(2) 空家等に関する補助制度

ア 空家改修等補助事業

空き家の利活用と高松市内への移住の促進を図るため、香川県空き家バンク登録物件の改修工事に対し、補助金を交付している。

年度	30	元	2	3	4
補助件数	5	9	11	9	8

イ 老朽危険空家除却補助事業

周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家の取壊しに対し、補助金を交付している。

年度	30	元	2	3	4
補助件数	31	53	43	50	46

(3) 空き家等実態調査結果

市内の空き家の状況を把握し、効果的な施策を検討するため、4年ごとに実施している。

令和4年度調査結果

家形総数 (A)	空き家総数 (B)	空き家率 (B/A)	Bのうち危険度の高い空き家数
172,099 件	8,190 件	4.8%	785 件

16 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの構築

本市では、これまで「地域みずからのまちづくり」を都市づくりの目標に掲げ、地域自らの自己決定と自己責任を基本に、行政と共に考え、行動する中で、主体的にまちづくりを進める地域コミュニティの構築に努めてきた。平成17年度末では、旧高松市域における全35地区で地域コミュニティ協議会が結成され、合併町においても、18年度末で2地区、19年度末で3地区に、20年度中に4地区で地域コミュニティ協議会が結成され、高松市内全域44地区において地域コミュニティ協議会が構築された。

(2) 地域コミュニティ支援事業

ア 地域まちづくり交付金事業

地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付する。

主体的・積極的なまちづくりの促進とコミュニティ活動を担保するための新たな財源とし、使途について地域に裁量権を付与することで、「地域みずからのまちづくり」の機運を醸成し、地域の自立を促進するものである。

また、平成26年度には、交付算定基準を変更するとともに、敬老会事業の在宅者分事業費を一元化した。さらに、29年度には、コミュニティプランに基づき、地域独自の課題解決を行うための新規事業を支援するため、28年度をもって廃止したゆめづくり推進事業を発展的に継承した「課題解決応援加算（通称：コミュニティG0）」を創設した。加算は、事業開始年度から3年に限り、下記の金額を上限とする。

事業開始初年度 100万円 事業開始2年度目 75万円 事業開始3年度目 50万円

なお、既存事業の見直しを行い、令和元年度から課題解決応援加算の新規受付を停止している。

イ 地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金

平成23年度をもって地域推進員の配置を終了したこと、及び事務局事務の増加に伴い、各地域コミュニティ協議会のセンター職員等の業務過多が生じている状況を踏まえ、各地域コミュニティ協議会において、コミュニティセンターの管理業務と事務局事務の適切な役割分担の上、事務局体制の強化を図るため、24年4月に「高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金」を創設した。

また、その後の地域まちづくり活動の活発化に伴い、28年度から補助対象の拡大を行った。

ウ 地域コミュニティ人材養成事業

市民の自主的な地域活動への参加による自立と連帯に根ざした地域社会の形成に向けて、地域コミュニティの役割、必要性、活動方法等を理解し、その成果を地域で実践するリーダーの人材を養成するため、各地域コミュニティ協議会からの推薦者と関係行政職員を対象に、研修、講演会を実施している。

エ 市政出前ふれあいトークの活用

地域コミュニティの概要や地域コミュニティづくりの本市の支援策等について、職員などが地域へ出向き説明する。

オ 指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えの下、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管された

ほか、平成19年度から指定管理者制度を導入し、各地域コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、指定管理制度を導入し、当該地区の地域コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

17 市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進

阪神・淡路大震災を契機とした、ボランティア活動等市民活動に対する社会的機運の高まりに伴い、平成10年3月に特定非営利活動促進法が公布されたことを受け、本市においても、同年4月に市民生活課内にボランティア係が設置された。その後、機構改革により11年4月のボランティア活動推進室、18年4月の地域振興課内の男女共同・市民参画室の設置等を経て、20年4月に地域政策課内に市民協働推進室を設置し、28年4月にコミュニティ推進課内に、30年4月には男女共同参画・協働推進課に所管を移し、市民活動の一層の促進を図るとともに、市民活動団体等と行政との協働によるまちづくりを推進している。

(1) 自治と協働の基本指針

自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」の実現を図るため、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示す「自治と協働の基本指針 ～みんなで こっしやえよう うまげな高松～」を平成23年3月に策定した。

ア 理想とする自治と協働の姿 「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」

イ 取組の方向性

(ア) 人材育成

(イ) 組織運営の充実・強化

(ウ) 団体同士の連携

ウ 行政の支援体制の拡充

(ア) 環境づくり

(イ) 職員の育成

(ウ) 行政の組織体制整備

(2) 協働のまちづくり推進ガイドの策定

自治と協働の基本指針で示した取組の方向性に基づき、施策体系別、協働の形態別にモデル的事業等を示すことにより、協働によるまちづくりの充実を図るため、平成23年10月に協働のまちづくり推進ガイドを策定した。

(3) 市民活動センターの概要

市民と行政が共に考え、共に活動する「協働」の場として、平成13年1月30日に田町商店街に高松市ボランティア・市民活動センターを設置し、16年度からは管理運営を特定非営利活動法人に委託し、市民活動に関する情報収集・提供・相談、研修、市民活動団体等の交流・協働事業のコーディネートなどを行ってきた。

平成24年度からは、管理運営を市直営に見直し、市民活動団体だけでなく、地域コミュニティ協議会や企業、教育機関等の多様な主体との連携を目指し、24年8月には名称を高松市市民活動センターに変更して四番丁スクエアへ移転した。27年10月にはセンターのサテライトとして、瓦町FLAG 8階に瓦町市民活動センターを開設し、市民活動団体等の活動拠点としての機能を拡充させた。28年4月にはセンターを統合し、高松市市民活動センターを瓦町FLAG 8階に移転、市民活動団体への支援体制の強化を図り、中間支援組織としての役割を果たすための事業等を実施している。

ア 施設の概要

- (ア) 名称 高松市市民活動センター
- (イ) 所在地 高松市常磐町一丁目3番地1（瓦町FLAG8F）
- (ウ) 延べ床面積 357.72㎡
- (エ) 開館時間 午前10時～午後9時
- (オ) 休館日 年末年始
- (カ) 事業内容
 - a 市民活動を行う者の交流及び連携を促進すること
 - b 市民活動に関する図書、情報、視聴覚資料その他の資料を収集し、市民の利用に供すること
 - c 市民活動に関する講座、講演会等を開催すること
 - d 市民活動の普及啓発を行うこと
 - e 市民活動に関する相談事業を行うこと
 - f その他センターの設置目的を達成するために必要な事業を行うこと

イ 施設内容

- (ア) 事務用ブース (イ) ロッカー
- (ウ) メールボックス (エ) 作業スペース
- (オ) 情報・交流スペース (カ) 会議室

ウ 利用状況

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
総利用者数（人）	21,311	23,043	10,263	13,156	13,622

(4) 協働推進員制度

協働事業の円滑な推進を図り、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、平成20年度から「協働推進員制度」をスタートさせ、各職場に、協働推進の核としての役割を担う「協働推進員」を、各部局には、横断的な課題の総合調整を行う「協働推進調整員」を配置した。23年度からは、各地域コミュニティ協議会単位に協働推進員を配置し、多面的に協働推進施策を展開した。28年度に協働推進員制度の実効性を高めるため制度を見直し、29年度からは、新たな制度の下、地域コミュニティ協議会及び市民活動団体等からの相談や提案に対し、柔軟かつ適切に対応できるよう、行政とのパイプ役としての機能強化を図った。30年4月の機構改革に伴い、地域担当協働推進員はコミュニティ推進課が、所属担当協働推進員は男女共同参画・協働推進課が所管している。地域担当協働推進員においては、令和5年度から制度の見直しに伴い、地域コミュニティ協議会につき1人体制から3人体制に拡充を図った。

また、協働推進員の資質の向上を図るため、協働推進人材養成研修を実施しており、今後も、効果的な研修を実施するほか、協働推進員同士、協働推進員と職員間での積極的な情報共有に努め、全ての職員に協働の主体であることの自覚を促し、意識改革を図っていく。

(5) 特定非営利活動法人の認証

平成26年10月に、香川県より高松市特定非営利活動法人の認証等に関する事務の移譲を受け、高松市のみに事務所を置く特定非営利活動法人の設立及び運営に関する認証申請及び届出に関する事務や相談を行っている。この認証等に関する事務は、ボランティア活動をはじめとする、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益に寄与することを目的に施行された、特定非営利活動促進法に基づくものである。今後、認証等事務を通じて、各団体の組織基盤や運営状況等を正確に把握

するとともに、それぞれの実情を踏まえた支援策を講じ、特定非営利活動法人と地域コミュニティー、そして行政の協働へつないでいくことを目指している。

(6) 市民活動保険制度

市民活動中に発生した事故により市民活動団体等及び活動者が法律上の賠償責任を負った場合並びに当該市民活動においてその活動者が死亡し、または負傷した場合に、これを補償するため、令和4年度から高松市市民活動保険制度を導入し、市民が安心して市民活動に参加することができるよう支援を行うとともに、市民活動の円滑な運営を促進している。

ア 対象となる人等

市民により自主的に組織され、活動の拠点を本市に置き、計画的に市民活動を行う団体等（市民活動団体・地域コミュニティー協議会・自治会等）において、直接的に活動を実践する人（指導者・運営スタッフ、清掃活動や防災訓練等の参加者）

イ 対象となる活動の主な要件

- (ア) 自発的かつ主体的に行う非営利の活動（政治、宗教に関する活動を除く。）
- (イ) 公益的な活動
- (ウ) 継続的、計画的に行っている活動
- (エ) 無報酬の活動（交通費等の実費弁償は可。）
- (オ) 日本国内における活動

ウ 補償内容

- (ア) 傷害事故
死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金、通院補償金
- (イ) 賠償事故
身体賠償補償、財物賠償補償

18 消費生活

最近の消費者を取り巻く社会環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、加えて、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などもあって、様々な物の値段が次々と高騰するなど、市民の生活に最も影響のある消費生活は大変な局面を迎えている。消費者取引の面でも、これまでの架空請求・不当請求に加え、自宅で過ごす時間やテレワークなどが増え、特にインターネットを利用した取引が急増し、それに伴う消費者トラブルも複雑化・多様化してきている。

このような状況の中、消費者意識の啓発、消費者保護の充実、消費者団体の育成など、消費者の立場に立った総合的な消費者行政の推進に取り組んでいる。

また、平成21年度から消費生活センターの機能強化、消費生活相談員のレベルアップ、消費者教育・啓発の活性化及び23年度から消費者行政一元化に応じた相談体制の強化を図るため、消費者行政活性化事業に集中的に取り組んでいる。

27年度には消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるため、高松市消費生活センター条例を制定した（28年4月1日施行）。

さらに、30年度からは、「高松市地域で支えあう見守り活動」を消費者安全法に定める消費者安全確保地域協議会と位置づけ、民生委員、事業者、警察等と連携し、消費者被害の未然防止に取り組んでいる。

(1) 消費者啓発事業

自立した賢い消費者を育成し、安全で快適な消費生活を実現するため、「消費者ウィーク」や「暮らしをみ

なお市民のつどいを開催するほか、小学校5年生から高校3年生までを対象にした消費生活教育出前講座の実施、身近で具体的なテーマを参加型で学習する消費者教室の開催など、幅広く消費者啓発に努めている。

(2) 消費者保護事業

複雑・多様化、広域化する消費者被害に対処するため、平成23年度から専門の消費生活相談員を1名増員し、相談体制の充実を図るとともに、国民生活センターから各種情報を収集できる全国消費生活情報ネットワークシステムを導入し、消費者の立場に立った消費生活相談を実施している。

高松市消費生活相談利用状況

(単位:件)

年度	30	元	2	3	4
苦情等	2,527	2,029	1,852	1,501	1,753
問い合わせ	206	250	192	218	259
合計	2,733	2,279	2,044	1,719	2,012

(3) 消費者団体育成事業

消費者意識の高揚と消費生活の安定向上を推進するため、消費者団体の育成と活動の支援に努めている。

(4) 計量検査事業

本市は平成13年4月1日から計量法上の特定市に移行し、計量器の検査業務、適正計量に関する広報普及活動等を行い、適正な計量の確保に努めている。

ア 定期検査

計量法により、取引・証明に使用するばかり、分銅等の特定計量器は2年に一度の定期検査の受検が義務づけられている。

秤量500kg以下の特定計量器について、市域を2地区に分けて、各コミュニティセンター等を会場として集合場所検査を行っており、令和4年度は、A地区（主に高松市域を東西に分割した国分寺町を除く西半分の地域と塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町）において実施した。

また、市内全域の秤量500kgを超える特定計量器について、その所在場所で検査する。

(4年度)

検査方法等	検査戸数	検査個数	不合格個数
集合場所検査（市内A地域）	588	1,096	14
所在場所検査（市内全域の秤量500kg超の特定計量器）	0	0	0
持込検査	3	6	0
合計	591	1,102	14

※ 定期検査に代わる計量士による検査分は除く。

イ 立入検査

適正な計量の確保を目的として、事業者への立入検査を実施し、不適正事業者に対しては、指導を行うとともに、状況に応じて措置を講じる。

(ア) 商品量目立入検査

消費者保護を目的として、前期と後期に、商品を計量し、詰込・販売を行う製造事業者・量販店等に立ち入り、商品の内容量等について検査を行っている。

(イ) 特定計量器立入検査

燃料油メーター等の検定有効期間付き特定計量器について、販売事業所等に立ち入り、その使用状況等

について検査を行っている。

(ウ) 計量関係事業者立入検査

計量証明事業者、届出修理事業者等の計量関係事業者を対象に、計量法で定める事業規程及び検査規則の遵守状況と検査設備等について立入検査を行っている。

(エ) 普及・啓発事業

消費者の計量意識を高め、適正計量の普及を図るため、消費者代表の参加による計量教室・商品内容量テストの開催、計量に関する展示等を行う計量展の開催などを行っている。

また、日常使用されるキッチンスケール・ヘルスメーター等の家庭用計量器について、依頼に応じて精度確認を行う。

(4年度)

精度確認	家庭用計量器等
	質量計等
検査個数	115
不合格数	1

19 葬斎業務

(1) 斎場

ア 斎場公園（高松市福岡町四丁目35番41号）

(ア) 開設 平成4年4月

(イ) 敷地面積 12,516.72㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、4,299.67㎡

(エ) 施設内容

- a 火葬部門（火葬炉11基（大型炉）・汚物炉1基・エントランスホール1・告別室3・収骨室2・霊安室1・事務室1・会議室1等、火葬用燃料（天然ガス））
- b 式場部門（式場1・斎場ホール1・控室3等）
- c 待合部門（待合室5（和室3・洋室2）・待合ホール1・身障者用便所1等）
- d その他（第1駐車場：普通車41台（うち身障者・妊婦用1台）・バス3台・駐輪場、第2駐車場：普通車20台・バス2台）

イ 牟礼斎場（高松市牟礼町原2260番地2）

(ア) 開設 昭和53年4月・平成15年3月増築

(イ) 敷地面積 17,426㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部非木造・延床面積、626.34㎡

(エ) 施設内容

- a 火葬部門（火葬炉3基（大型炉1基・標準炉2基）、火葬用燃料（白灯油））
- b 式場部門（式場2・告別ホール1・待合室2・身障者用便所1等）
- c その他（駐車場：普通車75台）

ウ 庵治斎場（高松市庵治町1391番地1）

(ア) 開設 平成8年12月（改築）

(イ) 敷地面積 1,262.45㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建式場部門2階・延床面積、653.58㎡

(エ) 施設内容

- a 火葬部門（火葬炉2基（大型炉）・待合室1・身障者用便所1等、火葬用燃料（白灯油））
- b 式場部門（式場1・待合室2等）
- c その他（駐車場：普通車20台）

エ やすらぎ苑（高松市香川町川内原2200番地）

(ア) 開設 平成7年11月

(イ) 敷地面積 13,098.37㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、1,765.54㎡

(エ) 施設内容

- a 火葬部門（火葬炉5基（大型炉）・動物炉1基・告別室2・収骨室2・霊安室1等、火葬用燃料（白灯油））
- b 式場部門（式場1・斎場ホール1・待合室2・身障者用便所1等）
- c 待合部門（待合室3（和室）・待合ホール1・事務室1・会議室1・身障者用便所1等）
- d その他（駐車場：普通車78台・バス5台）

(オ) 指定管理 平成20年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和5年4月1日からは引き続き(株)五輪が管理運営を行っている。

オ 斎場使用状況

(ア) 人体火葬件数

(単位：体)

施設 \ 年度	30	元	2	3	4						
					市内			市外			合計
					大人	小人	死産児	大人	小人	死産児	
斎場公園	3, 997	4, 019	4, 084	4, 289	4, 750	5	33	57	1	1	4, 847
牟礼斎場	36	35	17	15	12	0	1	0	0	0	13
庵治斎場	47	34	39	49	64	0	1	0	0	0	65
やすらぎ苑	336	373	343	351	378	0	1	0	0	0	379
合計	4, 416	4, 461	4, 483	4, 704	5, 204	5	36	57	1	1	5, 304

(イ) 動物炉火葬件数（やすらぎ苑）

(単位：頭（匹）)

年度	30	元	2	3	4
件数	774	758	655	734	736

(ウ) 斎場公園式場使用件数

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	2	1	0	0	5

カ 使用料

(ア) 火葬施設利用料

区分		単位	使用料			
			市内		市外	
死体	大人 (12歳以上)	1 体	20,000円		70,000円	
	小人 (12歳未満)	1 体	10,000円		35,000円	
死産児		1 胎	5,000円		20,000円	
手術等肢体		1 人につき	5,500円		22,000円	
その他 (産汚物、臓器等)		1 件	2,750円		11,000円	
動物炉 (やすらぎ苑のみ)		犬猫等 1 頭 (1 匹)	収骨する場合	15,700円	収骨する場合	36,660円
			収骨しない場合	10,470円	収骨しない場合	31,410円

※ 市民の火葬施設使用料は、昭和50年度から無料としていたが、平成17年7月1日に有料化し、「市外」に該当するときの料金は引上げた。また、区分の「手術等肢体」、「その他（産汚物、臓器等）」及び「動物炉」については、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に使用料を改定した。

(イ) 式場使用料（斎場公園）

施設名	使用単位	使用料（単位当たり）
式場	午前（午前9時から正午まで）	市内 33,000円
	午後（午後0時30分から午後3時30分まで）	市外 66,000円

※ 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に式場使用料を改定した。

(2) 高松市斎場等運営懇談会

市民葬儀の円滑な運営を図るため、昭和49年に市民葬儀運営協議会を設置したが、斎場及び市民葬儀の運営に関し、広く市民の意見を聞くため、平成24年4月に同協議会を廃止し、新たに高松市斎場等運営懇談会を設置した。

(3) 簡易火葬場

従来からある簡易火葬場は、老朽化が進み、あまり使用されていないが、地元からの要望があるときは、施設改修補助金を措置し、改修を行うこととしている。

(4) 福岡会館・木太北部会館

両館は、市民福祉の向上を目的として設置されたレクリエーション・集会等多目的に市民が利用することのできる施設で、福岡会館は平成4年8月1日に、木太北部会館は5年8月1日にそれぞれ開館した。このうち、木太北部会館については、19年4月1日に指定管理者制度を導入し、令和3年4月1日からは引き続き木太地区コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

20 市民葬儀

葬儀は時代の変遷と共に華美になる傾向があったため、市民の葬儀に係る経済的負担の軽減を図り、一般に広く利用できる制度として、昭和49年度に市民葬儀制度を開始した。この制度は、葬儀の種類及び料金を市が定め、葬儀業者を指定して取り扱わせているもので、時代に即した制度内容となるよう、随時、見直しを行ってきた。

しかしながら、近年、高齢化・核家族化の進展や葬儀形態の多様化により、定型的な葬儀スタイルが、市民ニーズに沿わなくなってきたことなどから、令和4年7月末をもって廃止した。

(1) 市民葬儀利用状況（4年度は7月末まで）

（単位：件）

種類 \ 年度	30	元	2	3	4
A型	161	169	122	149	51
B型	385	460	426	403	109
合計	546	629	548	552	160

21 墓 地

(1) 墓地の状況

高松市内の市営墓地・地元管理墓地及び寺院墓地は、合計で413か所である。そのうち、市が直接管理している市営墓地は、合併によって増加した17か所を含めて28か所となっている。

また、都市計画墓園として、平和公園及び六ッ目公園の2か所を管理している。

(2) 市営墓地

（5.4.1 現在）

墓地名称	総面積（㎡）	墓地名称	総面積（㎡）
高松市摺鉢谷墓地	9,262	高松市鐙田墓地	1,466
〃 宮脇町姥ヶ池墓地	22,417	〃 丹 僧 墓 地	1,249
〃 姥ヶ池西墓地	846	〃 浜 三 味 墓 地	2,481
〃 姥ヶ池東墓地	16,347	〃 鋸 ノ 鼻 墓 地	735
〃 紫 雲 墓 地	4,806	〃 西 林 寺 墓 地	306
〃 峰 山 墓 地	21,929	〃 岡 ノ 山 墓 地	3,008
〃 本 門 院 墓 地	1,652	〃 田 井 墓 地	922
〃 柳 三 味 北 墓 地	368	〃 松 井 谷 墓 地	16,199
〃 柳 三 味 墓 地	430	〃 久 通 墓 地	4,371
〃 楠 川 墓 地	2,217	〃 北 村 共 同 墓 地	10,952
〃 沖 松 島 墓 地	1,804	〃 浅 野 墓 地 公 園	7,401.84
〃 焼 野 墓 地	700	〃 新居大谷公園墓地	2,616.69
〃 北 三 味 墓 地	1,464	〃 川 西 公 園 墓 地	17,780.31
〃 南 三 味 墓 地	982	合計	155,774.84
〃 焼 背 ヶ 原 墓 地	1,063		

(3) 墓園

ア 平和公園

平和公園は、市の中心部から南へ約9.5km、三郎池の東南に位置し、市街地及び瀬戸内海を見下ろす景勝の地において、従来の墓地イメージとは異なり、市民誰もが気軽に訪れることのできる墓園のほか、市民憩の家・自然遊歩道・休憩所等の諸施設を設けた公園墓地として建設された。

約20.7haの敷地において、都市計画墓園として昭和46年度から建設を進め、49年6月以降、順次、貸出しを行っている。

墓所の整備は、旧高松市における市営墓地の整備状況等を見極めながら、造成済み箇所に限り行うこ

ととし、直近では平成28年度に239区画を整備した。

また、新たな墓地の在り方として、平成16年度に合葬式墓地を整備し、17年6月から貸出しを行っている。その後においては、墓地需要に応じて、納骨壇を増設しており、令和4年度は1体用90壇を増設した。

また、平和公園管理事務所の老朽化に伴い、平成30年度に隣接地において管理事務所の改築整備を行ったほか、令和2年度に屋外トイレ改築整備を完了した。

(ア) 墓所の整備及び貸出し状況

(5.4.1 現在 単位：区画)

区分	4 m ²	6 m ²	合計
整備区画数	5,575	736	6,311
貸出し区画数	5,252	683	5,935
残数	323	53	376

※ 他に、公共事業に伴う墓地の移転用地として、130区画（4 m²換算）の墓所の整備を完了し、95.5区画（4 m²換算）の貸出しを行っている。

(イ) 使用料・手数料

(5.4.1 現在)

墓所の面積 (m ²)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	400,000	11,000 (550円×4m ² ×5年)
6	600,000	16,500 (550円×6m ² ×5年)
8	800,000	22,000 (550円×8m ² ×5年)

※ 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に清掃手数料を改定した。

(ウ) 合葬式墓地貸出し状況

(5.4.1 現在 単位：壇)

区分	1体用(人数)	2体用(人数)	合計
納骨壇	540(540)	420(840)	960(1,380)
貸出し数	424(424)	381(762)	805(1,186)
残数	116(116)	39(78)	155(194)

(エ) 合葬式墓地使用料

(5.4.1 現在)

納骨壇	使用料 (円)
1体用	100,000
2体用	200,000

イ 六ッ目公園

国分寺町の六ッ目山裾部の静寂な環境に建設された六ッ目公園は、緑豊かな自然に囲まれ、故人の安らかな眠りの場となる墓園で、市民の憩いの場として遊歩道・展望所を併設している。

平成16年5月1日に貸出しを開始したが、当初整備した区画の貸出しを完了したため、26年度に新たに192区画を整備し、27年度から貸出しを行っている。

(ア) 墓所の整備及び貸出し状況 (5.4.1 現在、単位：区画)

区分	4m ²
整備区画数	375
貸出し区画数	246
残数	129

(イ) 使用料・手数料

(5.4.1 現在)

墓所の面積 (㎡)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	600,000	10,200 (510円×4㎡×5年)

(4) 高松市墓地整備計画・高松市営墓地の整備及び管理についての方針

少子・高齢化、核家族化の進展や家意識の希薄化、市民ニーズの変化など、墓地を取り巻く社会経済環境の変化に加え、平成17年度の近隣六町との合併により、市営墓地数が2.5倍になったことなどに対応するため、高松市墓地整備計画（第1期：平成21年度から28年度、第2期：29年度から令和3年度）を策定した。

この計画に基づき、新規の墓地整備を実施するなど、市民の墓地需要に応じてきたが、当該計画が令和3年度末に終了したことから、引き続き、市民意識の変化に対応した墓地行政及び市営墓地の良好な環境保持を目的に、これまでの計画や3年度に実施した市民意識調査結果を踏まえた、高松市営墓地の整備及び管理についての方針を4年度に定めた。

(5) 無縁墳墓の整備

市営墓地における無縁墳墓の整備及び墓地環境の向上を図るため、平成13年度から、市営墓地11か所のうち市街地に所在する6か所の墓地において無縁墳墓移転改葬整備を順次実施し、5カ年で峰山墓地全体の整備が完了した。次に、18年度から摺鉢谷墓地の無縁墳墓移転改葬整備を実施し、21年度に西ブロック、22年度に東ブロックの整備を完了した。

また、姥ヶ池東墓地における無縁墳墓の移転改葬整備を実施するため、21年度に整備に係る全体計画を策定し、24年度から無縁墳墓の移転改葬及び無縁塔の整備等を行い、新たに225区画を整備し28年度から貸出しを開始した。

(6) 墓地管理システムの運用

墓地使用者の管理を正確かつ確実に行うことにより、無縁墳墓の発生を防止するとともに、墓地に関する市民の問合せに迅速に対応するため、平成12年度から墓地に関する情報を一元的に管理することのできる墓地管理システムを運用している。

令和2年1月には、システムのリース期間終了に伴い、システムの再構築を行った。

(7) 地元管理墓地整備事業補助金

地元管理墓地の適切な墓地環境を保持するため、墓地内の環境整備に要する経費の一部を補助している。また、令和3年度から無縁墳墓改葬整備事業を補助対象とした。

補助金交付状況

(単位:円・件)

年度	30	元	2	3	4
金額	2,701,000	2,800,000	3,222,000	1,819,000	1,368,000
件数	4	3	3	2	3

22 戸籍・住民基本台帳事務

本市に本籍もしくは住所を定める日本人及び外国人からの戸籍届出や住民異動届出等に基づき、戸籍簿や住民基本台帳等を適正に管理するとともに、住民票の写し等の各種証明書交付事務等を行っている。

(1) 人口・世帯数

(5. 3. 31現在)

	登録人口（人）			世帯数（世帯）	
	男	女	合計		
日本人	199,733	214,556	414,289	日本人	197,938
外国人	2,761	2,578	5,339	外国人	3,534
本籍人口	395,035			複数国籍	839

(2) 戸籍事務

戸籍事務の効率化、迅速化による市民サービスの向上を図るため、戸籍の電算化を第一次、第二次に分けて行った。第一次は、平成 18 年 2 月に着手（18 年 1 月 10 日の合併時に、既に電算化済の旧香川町、旧国分寺町を除く。）し、19 年 1 月 20 日に完了した。第二次は、19 年 2 月に除籍、改製原戸籍の電算化に着手し、同年 11 月に完了した。

戸籍の電算化に伴い、戸籍総合システムを導入し、セキュリティ強化を図りながら、戸籍簿を適正に管理している。

そのほか、法令等で定められている各種欠格条項等のため、民事関係名簿（法定後見人や破産者の名簿）や、刑事関係名簿（犯罪人名簿）の調製等を行っている。

また、平成 29 年 1 月 4 日から、オリジナル婚姻届や、市長からのメッセージ入り出産お祝いカードの配付を始めた。

ア 戸籍数

(5. 3. 31 現在 単位：件)

現在戸籍	除籍	改製原戸籍
167,830	252,883	212,817

イ 届出件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
出生	4,210	4,038	3,876	3,916	3,527
国籍留保	43	20	28	15	26
認知	59	63	76	59	60
養子縁組	385	349	305	252	275
養子離縁	129	135	132	104	108
73条の2、69条の2	15	10	11	6	7
婚姻	3,861	4,096	3,586	3,546	3,338
離婚	1,074	1,087	941	924	937
75条の2、77条の2	493	471	430	439	447
親権・後見	20	41	38	34	27
死亡	5,295	5,303	5,345	5,600	6,322
失踪	8	7	6	6	3
復氏	6	7	9	7	9
姻族関係終了	16	15	12	15	11
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	846	867	802	708	767

年度 区分	30	元	2	3	4
分籍	69	74	87	70	79
国籍取得	3	1	0	2	1
帰化	9	15	11	11	7
国籍喪失	3	6	11	10	17
国籍選択	6	8	9	3	8
外国国籍喪失	0	0	1	0	0
氏の変更	54	73	56	61	57
名の変更	17	14	25	20	28
転籍	1,590	1,642	1,596	1,535	1,398
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更正	250	250	237	199	302
追完	2	5	6	7	11
その他	7	5	4	1	8
不受理申出	123	124	118	114	130
合計	18,593	18,726	17,758	17,664	17,910

ウ 民刑関係取扱い件数

(単位：件)

年度 区分	30	元	2	3	4
身上調査	830	323	317	264	182
犯歴証明	2,973	2,399	2,215	1,880	1,312
既決通知	587	549	606	531	469
終了・異動等通知	311	301	283	250	266
公選法11条等通知	214	199	202	187	151
合計	4,915	3,771	3,623	3,112	2,380

(3) 住民基本台帳事務

ア 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年の住民基本台帳法の一部改正により、14年8月5日から、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働した。住民基本台帳ネットワークシステムでは、住民票の記載事項に住民票コードを加え、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図った。

既存の住民記録システムについては、住民基本台帳ネットワークシステムへの対応のほか、機能向上や将来の電子申請等への拡張に柔軟に対応するため、システムを再構築し、14年7月29日から、世帯票であった住民票を個人票へ一括改製している。

その後、15年8月25日からの住民基本台帳ネットワークシステムの第二次稼働により、住民票の写しの広域交付、転出・転入の特例等を行っており、市民サービスの向上と事務の簡素化を図った。

また、令和元年11月5日から、国における女性活躍推進の一環として、本人の届出により、住民票やマイナンバーカード等への旧姓（旧氏）併記が可能となった。

さらに、4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入（転居）予約のサービス（引越しワンストップサービス）を、5年2月6日から開始した。

届出件数

(単位：件)

年度 区分	30	元	2	3	4
転入	10,566	10,531	10,201	9,677	9,961
転出	10,568	10,748	10,152	10,190	11,472
転居	11,386	11,403	11,418	10,955	10,837
転出取消	44	54	72	58	45
世帯分離	680	709	774	742	867
世帯合併	512	599	629	627	610
世帯構成変更	51	69	52	39	37
世帯主変更	719	743	768	819	1,061
30条46転入	1,134	1,139	587	113	1,972
30条47届出	20	20	42	18	14
続柄変更	17	19	9	6	21
国籍取得	3	0	0	0	3
帰化	7	8	24	9	4
出生	3,284	3,158	3,051	3,108	2,845
職権記載	3	2	28	1	6
失踪宣告	2	4	2	2	2
国籍喪失	0	0	2	0	0
死亡	4,461	4,538	4,520	4,741	5,421
職権消除	35	32	36	16	21
戸籍修正	5,927	6,298	5,685	5,485	5,385
職権修正	741	880	844	932	1,108
職権回復	94	92	124	81	71
法務省通知	2,007	2,543	3,137	3,292	2,505
通称届出	44	38	25	34	31
旧氏記載	－	71	125	92	65
旧氏変更	－	0	0	0	0
旧氏削除	－	0	1	2	3
強制修正	566	668	663	565	342
出力順設定	0	0	2	1	0
住民票改製	1	0	0	0	0
合計	52,872	54,366	52,973	51,605	54,709

イ 特別永住者事務

平成24年7月9日に、外国人登録法が廃止され、また「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出

入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行により、市区町村に居住する中長期在留者、特別永住者等は、「外国人住民」として、住民基本台帳に登録する対象となった。

これに伴い、住居地の届出、特別永住者証明書交付関連事務などを行っている。

外国人国籍別人口

(年度末現在 単位：人)

年度 区分	30	元	2	3	4
中国	1,278	1,302	1,281	1,211	1,217
韓国・朝鮮	531	539	538	523	525
フィリピン	717	785	765	747	848
ベトナム	1,003	1,180	1,233	953	1,053
ネパール	125	146	223	224	283
インドネシア	193	275	285	257	474
米国	111	103	107	90	96
カンボジア	44	49	55	59	72
ブラジル	33	32	30	28	30
カナダ	20	23	26	27	25
ミャンマー	64	164	189	161	236
マレーシア	31	31	33	34	27
タイ	29	27	20	22	29
その他	317	348	356	339	424
合計	4,496	5,004	5,141	4,675	5,339
国籍数	65	62	69	67	72

ウ マイナンバーカードの交付

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年10月に国民に個人番号が付番・通知され、28年1月19日からは、マイナンバーカードの交付が開始された。マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書として使用できる顔写真付カードで、公的個人認証サービスの電子証明書も格納されている。

マイナンバーカード交付状況

(5.3.31現在)

年度 区分	30	元	2	3	4
交付件数 (累計)	11,147 件 (52,830)	7,078 件 (59,908)	63,012 件 (122,920)	64,998 件 (187,918)	85,641 件 (273,559)
交付率	12.4%	14.0%	28.8%	44.1%	64.5%

エ 公的個人認証サービス

「公的個人認証法」（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律）が、平成16年1月29日に施行されたことに伴い、住民基本台帳カードのICチップに、都道府県電子証明書を記録していたが、28年1月からは、マイナンバーカードの交付が開始されたため、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書をマイナンバーカードのICチップに記録している。

電子証明書発行件数

(単位：件)

年度 区分		30	元	2	3	4
電子証明書	有料	0	155	432	518	740
	無料	616	3,903	23,038	11,324	17,455
合計		616	4,058	23,470	11,842	18,195

オ 印鑑登録証明事務

平成24年7月に、外国人住民が住民基本台帳に登録されることに伴い、新印鑑登録システムを導入したほか、28年1月から、印鑑登録証明書の性別記載を削除した。

印鑑登録証明は、不動産の登記や売買契約等の際に、本人の同一性の判断の一つとされており、印鑑登録及び証明に関する事務について、条例に基づき適正に処理している。

なお、出先機関の取扱業務の見直しにより、令和4年度末で、支所における印鑑登録事務が取次となると共に、出張所における印鑑登録事務の取次が廃止された。

申請件数

(単位：件)

年度 区分		30	元	2	3	4
登録		14,880	14,186	13,555	12,719	12,316
廃止		14,436	14,126	13,165	12,840	13,182
照会		1,187	1,188	908	862	801
再交付		1,180	841	484	322	215
合計		31,683	30,341	28,112	26,743	26,514
年度末登録者		272,133	271,635	272,592	272,472	271,606

(4) 諸証明取扱い事務

令和4年4月1日から、これまで無料としていた公的年金以外の年金現況届・「軽自動車税申告用」住民票記載事項証明書を、受益者負担の観点や他都市の状況、また、普通車登録用の証明書は有料で交付していることを踏まえ、有料化した。

ア 証明模写電送システム

平成3年12月から市民課及び山田支所（現総合センター）・出張所にファクシミリを設置し、高速・高精度の通信回線によるネットワーク化により、支所・出張所における戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの即時交付を可能とした。

さらに、14年7月から十河・西植田・東植田各公民館（現コミュニティセンター）、また、合併に伴い、17年9月から塩江支所及び2連絡事務所、18年1月から牟礼・香川・国分寺（現総合センター）・庵治・香南・塩江の各支所、29年1月から勝賀総合センター、令和4年3月から仏生山総合センターにファクシミリを設置し、各種証明書の即時交付を行っている。

証明模写電送システム取扱い件数

(単位：件)

年度 区分			30	元	2	3	4
戸籍	証明	有料	15,349	14,873	13,043	11,761	10,658
		無料	14	17	13	25	7
住民票	証明	有料	35,352	33,124	33,230	29,693	29,797
		無料	11,646	14,859	14,518	13,673	15
印鑑	証明	有料	31,331	29,696	28,214	22,555	18,139
		無料	132	219	95	127	68
その他		有料	600	682	758	845	830
		無料	0	2	22	2	0
合計			94,424	93,472	89,893	78,681	59,514

イ 証明書のコンビニ交付サービス

市民の利便性向上を図るため、平成28年2月15日から、マイナンバーカードを活用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を、コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）で取得できるサービスを開始した。

また、29年4月11日には、コンビニ交付サービスで取得できる証明書に、戸籍謄抄本と附票を追加した。30年3月1日には住民票記載事項証明書を追加し、マイナンバー記載の証明書を交付可能とした。

コンビニ交付件数

(単位：件)

年度 区分		30	元	2	3	4
住民票の写し		5,221	6,812	11,809	22,380	33,855
住民票記載事項証明		366	495	751	1,575	2,527
印鑑登録証明		5,193	6,395	10,531	18,793	24,362
戸籍謄抄本		1,193	1,623	2,508	4,686	7,827
戸籍の附票の写し		132	181	303	443	718
合計		12,105	15,506	25,902	47,877	69,289

ウ らくらく窓口証明書交付サービス

コンビニ交付率の増加と市民課窓口の混雑緩和を図るため、令和4年3月1日からコンビニ交付サービスと同様の画面操作で、申請書に記入することなく、住民票の写し等の証明書を取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始した。

らくらく窓口証明書交付件数

(単位：件)

年度 区分		3 (R4.3.1～)	4
住民票の写し		28	739
住民票記載事項証明		1	21
印鑑登録証明		37	832
戸籍謄抄本		11	375
戸籍の附票の写し		0	7
合計		77	1,974

エ スマートフォン等での「住民票の写し等交付請求書」の事前作成

令和5年3月1日から、自宅などでスマートフォンやパソコンを使用して、事前に氏名や住所などの必要事項を入力することで、市民課窓口での住民票の写し等交付請求書の記入を省略できるサービスを開始した。

スマートフォン等での住民票の写し等交付件数 (単位：件)

区分 \ 年度	4 (R5.3.1～)
住民票の写し	19
住民票記載事項証明	3
印鑑登録証明	9
戸籍謄抄本	8
戸籍の附票の写し	1
合計	40

オ 窓口業務の時間延長及び日曜開庁

例年、3月下旬から4月上旬までは、住民異動届出等のため、窓口が非常に混雑することから、この繁忙期対策として、平日の窓口受付時間の延長及び日曜開庁を実施し、市民の利便性の向上を図った。

(ア) 平日の窓口受付時間延長

a 延長期間 令和5年3月27日(月)～4月7日(金)

b 延長時間 平日の午後5時～7時

c 延長期間中における取扱い件数

(単位：件)

各種証明書 交付	戸籍届	住民異動届	印鑑登録	カード券面記 載継続利用等	国民年金	マイナンバーカード [※] 交付等	合計
239	4	213	41	302	13	—	812

(イ) 日曜開庁

a 日曜開庁日 令和5年3月26日(日)、4月2日(日)

b 開庁時間 午前8時30分～午後5時

c 日曜開庁日における取扱い件数

(単位：件)

各種証明書 交付	戸籍届	住民異動届	印鑑登録	カード券面記 載継続利用等	国民年金	マイナンバーカード [※] 交付等	合計
214	38	240	49	151	18	—	710

カ 諸証明取扱い件数

(単位：件)

年度 区分			30	元	2	3	4
戸籍	証明	有料	101,740	99,563	92,003	90,471	97,756
		無料	35,615	35,175	36,141	35,444	34,335
住民票	証明	有料	191,532	185,461	182,484	178,768	195,871
		無料	59,608	57,749	57,909	54,507	23,639
	閲覧	有料	2,279	2,551	1,963	2,434	2,358
		無料	0	2,083	212	460	0
印鑑	証明	有料	122,529	117,678	116,171	106,313	102,003
		無料	674	593	475	435	365
	登録	有料	14,814	14,129	13,469	12,682	12,268
		無料	44	27	35	42	31
転出証明		無料	9,325	9,380	8,461	7,279	6,986
その他		有料	5,202	5,136	5,231	6,031	5,958
		無料	16	2,525	17,289	10,025	18,031
合計			543,378	532,050	531,843	504,891	499,601

※ コンビニ交付、らくらく窓口証明書交付、証明模写電送システム取扱い分含む。

(5) おくやみ手続窓口

令和元年12月2日から、亡くなられた市民に関する様々な手続について、遺族の負担軽減を図るため、原則、ワンストップで対応する「おくやみ手続窓口」を本庁舎1階、市民課内に開設した。

おくやみ手続取扱い件数

(単位：件)

年度 区分		元(12月～)	2	3	4
おくやみ手続件数		990	2,583	2,562	2,679

(6) 市民サービスセンター

市民サービスセンターは、平成9年4月23日に、コトデン瓦町ビル9階に市民課証明発行の窓口として開設された。その後、コトデンそごう及び高松天満屋の閉店により一時休業したが、27年10月21日に瓦町F L AG 8階（市民交流プラザ I K O D E 瓦町）において業務を再開した。

新しい市民サービスセンターでは、これまでの戸籍、住民票、税関係の証明書の発行に加えて、住民異動届や福祉関係の取次ぎ及びマイナンバーカード交付の業務などを行い、窓口開設時間も午後8時まで延ばし、市民サービスの向上に努めている。

ア 施設の概要

(ア) 面 積 125.77㎡

(イ) 開 業 日 平日及び土・日曜日、祝日。ただし、年末・年始（12月29日～1月3日）は休業日

(ウ) 開業時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後8時

土、日曜日及び祝日 午前10時～午後6時30分

※市民課関係証明書の即時交付時間 午前10時～午後6時30分

※税関係証明書の即時交付時間 午前10時～午後5時（平日のみ）

イ 業務内容

戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの市民課証明や税関係証明の発行、住民異動届取次ぎ、福祉関係申請取次ぎ（国民健康保険、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童手当、子ども・ひとり親医療）、マイナンバーカードの申請・交付など

ウ 市民サービスセンター諸証明取扱い件数 ((4)ーカのうち数) (単位：件)

年度 区分		30	元	2	3	4
戸籍証明	有料	4,198	5,042	3,620	3,491	3,519
	無料	0	6	4	0	3
住民票証明	有料	11,074	12,232	12,188	10,842	10,325
	無料	1,005	1,188	1,244	1,100	5
印鑑証明	有料	7,585	8,263	7,714	6,053	4,970
	無料	9	13	15	18	4
転出証明	無料	124	332	346	301	134
その他	有料	270	294	271	326	363
	無料	0	451	3,622	1,642	3,015
合計		24,265	27,821	29,024	23,773	22,338

(7) 本人通知制度

事前に登録した市民に対して、その登録者の戸籍謄抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度で、平成24年7月9日から実施している。

この制度は、戸籍謄抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために県下の全市町で実施している。

登録・通知状況 (5.3.31現在 単位：件)

年度 区分		30	元	2	3	4
登録件数（累計）		4,433	4,619	4,797	4,962	5,116
本人通知件数		395	506	400	419	414

(8) DVストーカー等支援措置

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のために、住民基本台帳事務における支援措置として、住民票・戸籍附票等の閲覧及び交付に対して制限をかけることにより、申出者の居住地が探索されることを防止している。

DVストーカー等支援対象者数 (5.3.31現在 単位：人)

	申出者	併せて支援者	合計
本市申出者	303	338	641
他市申出者	161	149	310
合計	464	487	951

(9) 住居表示の届出受付

令和4年6月1日から、都市計画課が所管する住居表示に関する事務（住居番号の設定、廃止及び変更に

係る事務)を市民課へ移管し、住居番号の設定から住所登録までを市民課が一括して行うことで、事務の効率化と市民サービスの向上を図った。

(10) 市民課窓口業務等の民間委託

令和4年4月1日から、窓口業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、各種証明書等の受付及び作成、窓口案内等に関する業務を民間事業者に委託した。

ア 委託業務内容 証明書等発行(郵便請求、公用請求)業務
 手数料の徴収、入金、集計業務
 フロアマネージャー業務

イ 委託期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

23 国民年金

国民年金事務として市区町村が行う、資格取得、種別変更、資格喪失に関する事務について、年金事務所と連携して、適正に処理し、年金受給権の確保に取り組んでいる。

(1) 加入状況等(令和5年4月1日現在)

ア 被保険者数 (5.4.1現在 単位:人)

年度 区分		30	元	2	3	4
第1号被保険者		43,230	43,001	43,040	42,540	42,087
任意加入被保険者		472	481	487	493	501
第3号被保険者		29,330	28,273	27,306	26,230	24,932
60歳任意(再掲)		(403)	(410)	(420)	(424)	(433)
計		73,032	71,755	70,833	69,263	67,520

イ 保険料免除者数 (5.4.1現在 単位:人)

年度 区分		30	元	2	3	4
法定免除		4,013	4,088	4,259	4,351	4,435
申請免除	全額免除	6,956	6,996	7,358	7,514	7,380
	3/4免除	503	539	524	478	477
	半額免除	367	349	314	281	295
	1/4免除	207	181	139	195	146
	学生特例	6,361	6,497	6,363	6,104	6,067
	納付猶予	1,569	1,450	1,487	1,533	1,477
合計		19,976	20,100	20,444	20,456	20,277
免除率		46.2	46.7	47.5	48.1	48.2

(2) 年金の種類と年金額

(5.4.1 現在)

年金の種類		年金額 (年額)
老齢基礎年金	保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、原則65歳になったときから支給	・ 795,000円 (満額) ※免除や未納の期間がある場合は、その期間に応じた減額がされる場合がある。
障害基礎年金	国民年金に加入中や20歳前に、初診日のある病気やけがにより、障害等級1級または2級に該当する障害の状態になり、一定の条件を満たしている場合に支給	・ 1級障害基礎年金 795,000円×1.25+子の加算 ・ 2級障害基礎年金 795,000円+子の加算 ・ 子の加算 第1子、2子:各228,700円 第3子以降 :各76,200円
遺族基礎年金	国民年金に加入中の人が亡くなり、一定の条件を満たしている場合に、その人に生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)に支給	・ 795,000円+子の加算 ・ 子の加算 第1子、2子:各228,700円 第3子以降 :各76,200円 ・ 子が受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額
寡婦年金	国民年金に加入中の夫が、老齢年金を受け取る前に死亡し、一定の条件を満たしている場合に、夫に生計を維持されていた妻に支給	夫が受け取ることができた老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	国民年金に加入中の人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取る前に死亡し、一定の条件を満たしている場合に、生計を同一にしていた遺族に支給	・ 3年以上15年未満 120,000円 ・ 15年以上20年未満 145,000円 ・ 20年以上25年未満 170,000円 ・ 25年以上30年未満 220,000円 ・ 30年以上35年未満 270,000円 ・ 35年以上 320,000円 ・ 加算額 8,500円
老齢福祉年金	明治44年4月1日までに生まれた人が、一定の条件を満たした場合に、70歳(国民年金法で定める障害の程度が2級以上の状態にあるときは65歳)になったときから支給	・ 406,100円
未支給年金	受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同一にしていた遺族に支給	・ 死亡した受給者の未支給分

(3) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から「特別障害給付金」を支給する制度が創設された。

(5.4.1 現在)

支 給 対 象 者	金 額
次の(1)または(2)のいずれかに該当する人 (障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外)	1級 53,650円 2級 42,920円
(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生	
(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、任意加入していなかった期間内に初診日（傷病の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級または2級に該当する障害の状態にある人。ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当する人に限る。	

24 人権啓発

同和対策事業特別措置法の施行(昭和44年7月)を機に、本市における同和対策を積極的に推進するための執行体制を整え、計画的な事業実施を図ってきたが、最後の特別法である、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が、平成14年3月末に失効した。

特別対策から一般対策への移行という基本姿勢に立って、同和問題解決に取り組むとともに、総合的な人権啓発・人権教育に関する施策を極的に推進する。

昭和	45年1月	高松市同和対策長期計画策定
	3月	市内4地区の実態調査(四国学院大学に委託)
	4月	厚生部に同和対策課新設
	5月	庁内連絡機関設置(高松市同和対策連絡協議会)
52年4月		土木部に住宅地区改良課新設
53年11月		同和対策事業特別措置法の一部改正(57年3月まで法延長される)
54年5月		高松市同和対策本部設置(高松市同和対策連絡協議会を改組)
	6月	教育委員会に同和教育課新設
	12月	高松市人権擁護対策本部設置
55年2月		市内4地区の実態調査
57年4月		地域改善対策特別措置法施行
59年3月		市内4地区の実態調査
60年3月		同和問題に関する意識調査
	5月	土木部住宅地区改良課を廃止し、住宅課に統合

7月	部落解放基本法(仮称)制定高松市推進本部設置
62年4月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
平成 2年11月	市内4地区の実態調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
12月	同和問題に関する意識調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
4年3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正 (9年3月まで法延長される)
5年3月	人権尊重都市を宣言
6月	市内4地区及び市の概況調査(総務庁による)
11月	市内4地区の生活実態調査及び意識調査(総務庁及び香川県同和地区実態把握等調査委員会による)
7年9月	高松市人権擁護に関する条例を制定
7年12月	同和問題に関する意識調査(香川県)
9年3月	人権擁護施策推進法施行 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(14年3月まで再延長される)
7月	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定
11年3月	「人権教育のための国連10年」に関する香川県行動計画策定
12年3月	「人権教育のための国連10年」に関する高松市行動指針策定
11月	市内4地区の生活実態調査(香川県同和地区実態把握調査実行委員会)
12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定 同和問題に関する意識調査(香川県)
13年11月	高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(翌年1月まで4回開催)
14年1月	高松市同和施策の在り方検討委員会意見具申
3月	人権教育・啓発に関する基本計画策定(国) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効
4月	「同和対策課」、「同和教育課」を廃止し、新たに「人権啓発課」、「人権教育課」を設置
15年12月	「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定
16年4月	「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」策定
12月末	「人権教育のための国連10年」の取組期間終了
17年1月	高松市人権擁護対策本部及び部落解放基本法(仮称)制定高松市推進本部を廃止 高松市同和対策本部を高松市人権教育・啓発推進本部に改称
7月	高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(10月まで4回開催)
11月	高松市同和施策の在り方検討委員会「今後の同和施策事業の在り方について」報告
19年8月	人権に関する市民意識調査の実施

21年 1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
 24年 4月 隣保・児童館から文化センターへ名称変更
 8月 人権に関する市民意識調査の実施
 26年 1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
 27年 3月 高松市人権施策推進懇談会設置
 28年 3月 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」見直し
 12月 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
 29年 8月 人権に関する市民意識調査の実施
 31年 1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
 令和 4年 8月 人権に関する市民意識調査の実施

(1) 施設一覧

施設名	所在地	敷地	建物	開設年月日
田村文化センター	田村町 662 番地 1	7,866.62 m ² うちグラウンド 5,248.85 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建 733.27 m ²	隣保館 S41.4.1 児童館 S56.8.1
上天神文化センター	上天神町 152 番地 1	3,004.80 m ² うちグラウンド 2,177.29 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 594.85 m ²	隣保館 S36.5.1 児童館 S59.7.1
中川文化センター	前田東町 860 番地 3	3,589.48 m ² うちグラウンド 2,244.00 m ²	鉄筋コンクリート・鉄 骨ブロック造 平屋建 387.76 m ²	隣保館 S47.4.1 児童館 S58.8.1
中原文化センター	池田町 391 番地 7	2,268.66 m ² うちグラウンド 1,243.30 m ²	鉄筋コンクリート・鉄 骨ブロック造 平屋建 358.95 m ²	隣保館 S48.4.1 児童館 S59.7.1
国分寺文化センター	国分寺町新居 1423 番地 1	1,040.61 m ² (集会場兼)	鉄筋コンクリート造 平屋建 487.36 m ²	隣保館 S55.4.1 児童館 S59.4.1
吉光文化センター	香南町由佐 629 番地	1,139.08 m ² (集会場兼)	鉄骨ブロック造 平屋建 268.75 m ²	隣保館 S54.4.1
吉光児童館	香南町吉光 349 番地 13	872.61 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建 189.12 m ²	児童館 S62.12.1

(2) 利用状況（延べ人数）

（単位：人）

施設名 \ 年度		元	2	3	4
田村文化センター	隣保館	23,447	10,860	10,317	15,489
	児童館	18,368	13,994	13,815	15,489
上天神文化センター	隣保館	6,171	4,213	2,741	4,468
	児童館	2,460	2,066	1,609	1,901
中川文化センター	隣保館	9,061	4,906	3,328	3,002
	児童館	3,214	2,350	2,803	2,848
中原文化センター	隣保館	6,006	3,805	2,885	5,479
	児童館	1,233	822	859	1,637
国分寺文化センター （旧新居児童館）	隣保館	2,650	1,644	1,682	7,175
	児童館	3,165	2,897	2,276	5,622
吉光文化センター 吉光児童館	隣保館	4,489	1,912	2,552	3,711
	児童館	2,831	2,557	2,827	3,615
合 計	隣保館	51,824	27,340	23,505	39,324
	児童館	31,271	24,686	24,189	31,112

(3) 人権啓発事業

ア 各種講座、講演会等の開催

人権・同和問題指導者研修講座、企業等での人権・同和問題講演会等

イ 人権フェスティバルの開催

地域に根差した総合的な人権啓発事業として、さぬきこどもの国において開催する。

ウ ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発事業

ハンセン病を正しく理解するパネル・作品展、講演会の開催、現地学習会の実施等

エ 人権週間等における啓発事業

スマイルフェスティバルinたかまつの開催、啓発ポスター等の配布、人権啓発作品展の開催協力等

人権啓発課内に「啓発コーナー」を設置し、啓発ポスターの掲示、各文化センター・児童館の行事等の紹介、また、高松市公式F a c e b o o kを活用しての各種講演会の案内、イベント情報の掲載等

オ 地域における人権啓発推進事業

各地区の地域コミュニティ協議会から人権教育・啓発のリーダーとなり得る人材の選任を受け、「人権啓発推進員」養成講座を実施し、地域における人権啓発活動を推進する。

カ 各種啓発資料の作成、配布

(4) 人権擁護委員

市内在住の人権擁護委員（令和5年6月1日現在、42人）が人権啓発に努めるとともに、人権問題の相談に応じている。

25 平和啓発

(1) 平和記念館の整備

戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えとともに、平和を願う市民の心を継承していく施設として、高松空襲

後50年の平成7年7月4日に開館した平和記念室は、設置していた市民文化センターの廃止に伴い、24年3月11日に閉館したが、「高松市こども未来館」の整備にあわせ、同施設内に男女共同参画センターとともに、新たに「高松市平和記念館」として整備し、28年11月23日に開館した。

(2) 平和啓発事業(令和4年度実績)

ア 平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭

イ 高松空襲写真展

ウ 高松市戦争遺品展

エ 教職員のための平和教育講演会

オ 原爆写真展～SDGs 未来に向かって平和と公正な社会を～（高松市平和を願う市民団体協議会と共催）

カ 小中学校での平和講演会

キ 収蔵品巡回展

(3) 戦争遺品等収集状況(令和4年度実績)

収集資料数 310 点